

## 令和4年江南市議会9月定例会議案目録

令和4年9月1日

議案第52号	江南市教育委員会委員の任命について	P	3
議案第53号	江南市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について	P	7
議案第54号	江南市布袋駅東複合公共施設の設置及び管理に関する条例の制定について	P	12
議案第55号	江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	P	16
議案第56号	江南市手数料条例の一部改正について	P	28
議案第57号	江南市下水道条例の一部改正について	P	49
議案第58号	江南市水道事業給水条例の一部改正について	P	60
議案第59号	江南市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	P	66
議案第60号	令和4年度江南市一般会計補正予算（第7号）	P	69
議案第61号	令和4年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	P	117
議案第62号	令和4年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）	P	127
議案第63号	令和4年度江南市水道事業会計補正予算（第3号）	P	139
議案第64号	令和4年度江南市下水道事業会計補正予算（第1号）	P	147
議案第65号	令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について	P	154

議案第66号	令和3年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	P	155
議案第67号	令和3年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	P	156
議案第68号	令和3年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	P	157
議案第69号	令和3年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	P	158
議案第70号	令和3年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	P	159
議案第71号	令和3年度江南市下水道事業会計決算認定について	P	160
報告第9号	損害賠償の額を定めることについての専決処分について	P	161
報告第10号	令和3年度江南市一般会計継続費精算報告書について	P	163
報告第11号	令和3年度江南市土地開発公社の経営状況について	P	165
報告第12号	令和3年度江南市健全化判断比率報告書について	P	179
報告第13号	令和3年度江南市水道事業会計資金不足比率報告書について	P	184
報告第14号	令和3年度江南市下水道事業会計資金不足比率報告書について	P	189

令和4年議案第52号

江南市教育委員会委員の任命について

下記の者を江南市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和4年9月1日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 山田 茂美

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会委員 山田茂美氏が令和4年9月30日任期満了するので、後任の者を任命する必要があるからであります。

山 田 茂 美 履 歷

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

(参 考)

江南市教育委員会委員名簿

(令和4年9月1日現在)

住 所	氏 名	生 年 月 日	任 期
	山田 茂美		自平成30年10月 1日 至令和 4年 9月30日
	岩田 正武		自令和 2年10月 1日 至令和 5年 9月30日
	後藤 鎮全		自令和 2年10月 1日 至令和 6年 9月30日
	藤田 佐知子		自令和 3年10月 1日 至令和 7年 9月30日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（組織）

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び2人以上の委員をもつて組織することができる。

（任命）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

（1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（2）禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の

1 以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

- 5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。

（兼職禁止）

第6条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

令和4年議案第53号

江南市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

江南市地域交流センターの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年9月1日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、協働によるまちづくりを進めるため、地域協働・地域交流の拠点として、江南市地域交流センターを設置する必要があるからであります。

## 江南市地域交流センターの設置及び管理に関する条例（案）

### （趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、江南市地域交流センター（以下「地域交流センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

### （設置）

第2条 協働によるまちづくりを進めるため、地域協働・地域交流の拠点として、地域交流センターを設置する。

2 地域交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 江南市地域交流センター

位置 江南市北山町西300番地

### （開館時間等）

第3条 地域交流センターの開館時間及び休館日は、規則で定めるものとする。

### （利用の許可）

第4条 地域交流センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。また、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、地域交流センターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

### （利用の不許可）

第5条 市長は、地域交流センターを利用しようとする者の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しないことができる。

（1）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

（2）集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の利益になるとき。

（3）施設等を損傷するおそれがあるとき。

（4）管理上支障があるとき。

（5）その他適当でないとき。

### （利用の許可の取消し等）



第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可の取消し又は利用の停止若しくは利用の許可の条件の変更をすることができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当して利用をする事由が生じたとき。

(2) この条例及びこれに基づく規則等の規定に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

2 利用者が、前項の規定により損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

(入場の制限)

第7条 市長は、第5条各号のいずれか又は前条第1項第2号に該当すると認める者に対し、地域交流センターへの入場を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(条例及び規則等の遵守)

第8条 利用者及び地域交流センターに入場した者（以下「入場者」という。）は、この条例及びこれに基づく規則等の規定に従わなければならない。

(秩序維持及び安全管理の責任)

第9条 利用者は、その利用に係る入場者の整理及び警備等の秩序維持並びに安全管理の責めを負わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第10条 利用者は、許可を受けた目的以外に地域交流センターを利用し、又はその利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(損害賠償)

第11条 利用者及び入場者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、利用者の利用に係る入場者に起因する損害については、利用者が賠償しなければならない。

2 市長は、損害を賠償させることが適当でないとき、その全部又は一部を免除することができる。

(使用料)

第12条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。

(1) 第6条第1項第4号の規定により、市長が公共の福祉のために許可を取り消したとき。

(2) 利用者が利用の日の前日までに市長の承認を受けて利用を中止したとき。

(3) 利用者の責めに帰することができない災害その他の事故により利用が不能となり、又は利用を中止しなければならなくなったとき。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(1) 第4条第1項の規定による利用の許可を受けずに施設を利用した者

(2) 第4条第2項の規定により付された条件に違反した者

(3) 第6条第1項の規定による利用の許可の取消し又は利用の停止若しくは条件の変更の処分に違反して施設を利用した者

2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

3 前項に定めるものを除くほか、使用料の収入を減損するおそれのある行為その他使用料の徴収の秩序を乱す行為をした者に対しては、5万円以下の過料を科することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、地域交流センターの管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条から第6条まで、第10条、第12条、第14条及び別表の規定は、令和4年12月1日から施行する。

別表（第 1 2 条関係）

使用料及び時間 施設の名称	使用料	
	利用時間区分	
	午前 9 時から午前 1 1 時まで 午前 1 1 時から午後 1 時まで 午後 1 時から午後 3 時まで 午後 3 時から午後 5 時まで 午後 5 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午後 9 時 3 0 分 まで
	2 時間につき	2 時間 3 0 分につき
会議室 1	3 2 0 円	4 0 0 円
会議室 2	3 2 0 円	4 0 0 円
会議室 3	2 1 0 円	2 6 0 円

## 備考

- 1 施設を営利又は利益を目的として利用する場合の使用料は、当該使用料に 4 を乗じて得た額とする。
- 2 市長が特に必要があると認めるときに、施設を規則に定める利用時間を超えて利用する場合の使用料は、その 1 時間（1 時間に満たないときは、1 時間とする。）につき当該利用時間区分の当該使用料の 1 時間に相当する額とする。この場合において、徴収使用料に 1 0 円未満の端数が生じたときは、切り上げる。

令和4年議案第54号

江南市布袋駅東複合公共施設の設置及び管理に関する条例の制定について

江南市布袋駅東複合公共施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年9月1日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、江南市の南玄関口にふさわしい賑わいと交流を創出するとともに、市民の利便性の向上を図るため、江南市布袋駅東複合公共施設を設置する必要があるからであります。

## 江南市布袋駅東複合公共施設の設置及び管理に関する条例（案）

### （趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、江南市布袋駅東複合公共施設（以下「複合施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

### （設置）

第2条 江南市の南玄関口にふさわしい賑わいと交流を創出するとともに、市民の利便性の向上を図るため、複合施設を設置する。

2 複合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 江南市布袋駅東複合公共施設

位置 江南市北山町西300番地

### （施設）

第3条 複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

（1）江南市立図書館

（2）江南市保健センター

（3）江南市地域交流センター

（4）子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター

2 複合施設は、前項に掲げる施設が相互に連携し、総合的に運営されなければならない。

3 第1項第1号から第3号までに掲げる施設の設置及び管理については、それぞれ江南市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和50年条例第28号）、江南市保健センターの設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第10号）及び江南市地域交流センターの設置及び管理に関する条例（令和4年条例第 号）の定めるところによるものとし、次条以下の規定は、適用しない。

### （開館時間等）

第4条 複合施設の開館時間及び休館日は、規則で定めるものとする。

### （駐輪場）

第5条 複合施設の附属設備に駐輪場を設ける。

2 駐輪場に駐車させることができる車両は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを含む。）

及び普通自動二輪車（側車付きのものを含む。）とする。

3 駐輪場に前項に規定する車両を駐車させた者は、別表に規定する使用料を納入しなければならない。

4 市長は、特別の理由があると認めるときは、駐輪場使用料の全部又は一部を免除することができる。

（利用者の義務）

第6条 利用者は、複合施設及び附属設備等の利用に際して、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第7条 利用者は、故意又は過失により複合施設及び附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、複合施設の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

駐輪場使用料

使用時間	使用料（1台につき）
3時間まで	無料
3時間経過後の6時間につき	100円

令和4年議案第55号

江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

江南市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年9月1日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。



## 江南市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア）その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ）その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該

任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「とき」を「場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号イの前に次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び

第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「、当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

#### 附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(参 考)

江南市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p><u>イ 次のいずれかに該当する非常勤</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 同左</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日</u>までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p><u>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に</u></p>

新	旧
<p><u>職員</u></p> <p><u>(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p><u>(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p>	<p><u>該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p> <p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児</u></p>

新	旧
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を<u>養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)</u> 当該子の1歳6か月到達日</p>	<p><u>休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 同左</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を<u>養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその</u></p>

新	旧
<p>ア <u>当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日</u></p>	<p><u>任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき</u> 当該子の1歳6か月到達日</p>

新	旧
<p><u>とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p><u>イ</u> 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>エ</u> <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u> (育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p>	<p><u>ア</u> 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p>



新	旧
<p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を<u>養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)</u>とする。</p> <p>(1) <u>当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(4) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p>	<p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を<u>養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当する</u>ときとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>

新	旧
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。</p> <p>(7) <u>任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をして</u></p>	<p><u>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p><u>第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 同左</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。)</u>。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。</p> <p>(8) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る</u></p>

新	旧
<p>いる<u>もの</u>が、当該<u>任期</u>を更新され、又は当該任期の満了後<u>引き続いて特定職</u>に採用されることに伴い、<u>当該育児休業に係る子</u>について、<u>当該更新前の任期の末日の翌日</u>又は<u>当該採用の日</u>を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</p> <p>(<u>育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間</u>)</p> <p><u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p>	<p><u>子</u>について、当該<u>任期</u>が更新され、又は当該任期の満了後<u>に特定職</u>に<u>引き続き</u>採用されることに伴い、<u>当該任期の末日の翌日</u>又は<u>当該引き続き採用される日</u>を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</p>

令和4年議案第56号

江南市手数料条例の一部改正について

江南市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年9月1日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）等の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）

江南市手数料条例（昭和39年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表5 土木関係の表長期優良住宅建築等計画認定の項中「長期優良住宅建築等計画認定」を「長期優良住宅建築等計画等認定」に、「新築に係るもの」を「新築に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下この表において「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請」に、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）」を「法」に、

「

住宅の増築又は改築に係るもの	法第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合	一戸建て住宅		1戸	19,100円
		共同住宅等	1棟の総戸数が5以下のもの	1戸	27,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1戸	41,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が11以上のもの	1戸	54,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	その他の場合	一戸建て住宅		1戸	75,300円
		共同住宅等	1棟の総戸数が5以下のもの	1戸	163,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1戸	254,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数	1戸	493,500円を同一の建築物

		が11以上のもの		について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
--	--	----------	--	---------------------------

」を

「

住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請	法第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合	一戸建て住宅		1戸	19,100円	
		共同住宅等	1棟の総戸数が5以下のもの	1戸	27,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1戸	41,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	
			1棟の総戸数が11以上のもの	1戸	54,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	
	その他の場合	一戸建て住宅		1戸	75,300円	
		共同住宅等	1棟の総戸数が5以下のもの	1戸	163,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1戸	254,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	
			1棟の総戸数が11以上のもの	1戸	493,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	
	法第5条第6項に規定する	法第2条第4項に規定する長期使用	一戸建て住宅		1戸	19,100円
			共同住宅等	1棟の総戸数が5以下のもの	1戸	27,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額

長期優良住宅維持保全計画の認定の申請	構造等がある旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1戸	41,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が11以上のもの	1戸	54,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	その他の場合	一戸建て住宅		1戸	75,300円
		共同住宅等	1棟の総戸数が5以下のもの	1戸	163,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1戸	254,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が11以上のもの	1戸	493,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額		

」に

改め、同表長期優良住宅建築等計画変更認定の項中「長期優良住宅建築等計画変更認定」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定」に、「新築について法第5条第1項に規定する」を「新築について」に、

「

住宅の増築又は改築について法第5条第1項に規定する長期	法第2条第4項に規定する長期使用で法第5条第1項に規定する長期	一戸建て住宅		1戸	5,200円
		共同住宅等	1棟の総戸数が5以下のもの	1戸	10,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1戸	18,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額

優良住宅建築等計画の認定を受けられた住宅に係る法第9条第1項又は第3項の規定によるもの以外の変更の認定の申請	認した場合		1棟の総戸数が11以上のもの	1戸	26,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	その他の場合	一戸建て住宅		1戸	33,400円
		共同住宅等	1棟の総戸数が5以下のもの	1戸	78,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1戸	125,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
1棟の総戸数が11以上のもの	1戸	246,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額			

」を

「

住宅の増築又は改築について長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅	法第2条	一戸建て住宅		1戸	5,200円
	第4項に規定する長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合	共同住宅等	1棟の総戸数が5以下のもの	1戸	10,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1戸	18,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が11以上のもの	1戸	26,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額



に係る 法第9 条第1 項又は 第3項 の規定 による もの以 外の変 更の認 定の申 請	その他の 場合	一戸建て住宅		1戸	33,400円
		共同住 宅等	1棟の総戸数 が5以下のもの	1戸	78,200円を同一の建築物に ついて同時に申請が行われる住 戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数 が6以上10 以下のもの	1戸	125,500円を同一の建築物 について同時に申請が行われる 住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数 が11以上の もの	1戸	246,000円を同一の建築物 について同時に申請が行われる 住戸の数で除して得た額
法第5 条第6 項に規 定する 長期使 用長期 優良住 宅維持 保全計 画の認 定を受け た住宅 に係る 変更の 認定の 申請	法第2条 第4項に 規定する 長期使用 構造等で ある旨を 登録住宅 性能評価 機関が確 認した場 合	一戸建て住宅		1戸	5,200円
		共同住 宅等	1棟の総戸数 が5以下のもの	1戸	10,500円を同一の建築物に ついて同時に申請が行われる住 戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数 が6以上10 以下のもの	1戸	18,600円を同一の建築物に ついて同時に申請が行われる住 戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数 が11以上の もの	1戸	26,600円を同一の建築物に ついて同時に申請が行われる住 戸の数で除して得た額
に係る 変更の 認定の 申請	その他の 場合	一戸建て住宅		1戸	33,400円
		共同住 宅等	1棟の総戸数 が5以下のもの	1戸	78,200円を同一の建築物に ついて同時に申請が行われる住 戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数 が6以上10 以下のもの	1戸	125,500円を同一の建築物 について同時に申請が行われる 住戸の数で除して得た額

		1棟の総戸数が11以上のもの	1戸	246,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
--	--	----------------	----	--

」に

改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(参 考)

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新				
(区分及び金額)				
第3条 手数料の区分及び金額は、別表のとおりとする。				
別表（第3条関係）				
5 土木関係				
区分		単位	金額	備考
優良宅地造成認定の項及び優良住宅新築認定の項 (略)				
長期優良住宅建築等計画認定	住宅の新築に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）第5条第1項に規定する	法第2条第4項に規定する長期使用の構造等である旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能	一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。） (略)	

新

<u>長期優良住宅建築等計画</u> (以下この表において「長期優良住宅建築等計画」という。)の認定の申請	性能評価機関」とい う。)が確 認した場 合				
	その他の場合 (略)				
<u>住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請</u>	法第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合及びその他の場合 (略)				
<u>法第5条第6項に規</u>	<u>法第2条</u>	<u>一戸建て住宅</u>	<u>1戸</u>	<u>19,100円</u>	
	<u>第4項に</u>	<u>共同住宅</u>	<u>1棟の総戸数が5</u>	<u>27,700円を同一</u>	
	<u>規定する</u>	<u>等</u>		<u>の建築物につい</u>	

新

	定する 長期優 良住宅 維持保 全計画 の認定 の申請	長期使用 構造等で ある旨を 登録住宅 性能評価 機関が確 認した場 合	以下のも の 1棟の総 戸数が6 以上10以 下のもの	1戸	て同時に申請が 行われる住戸の 数で除して得た 額 41,200円を同一 の建築物につい て同時に申請が 行われる住戸の 数で除して得た 額	
			1棟の総 戸数が11 以上のも の	1戸	54,600円を同一 の建築物につい て同時に申請が 行われる住戸の 数で除して得た 額	
		その他の 場合	一戸建て住宅	1戸	75,300円	
			共同住宅 等	1棟の総 戸数が5 以下のも の	1戸	163,100円を同一 の建築物につい て同時に申請が 行われる住戸の 数で除して得た 額
				1棟の総 戸数が6 以上10以 下のもの	1戸	254,900円を同一 の建築物につい て同時に申請が 行われる住戸の 数で除して得た 額
				1棟の総	1戸	493,500円を同一

新						
				戸数が11 以上のも の	の建築物につい て同時に申請が 行われる住戸の 数で除して得た 額	
<u>長期優良住宅建築等計画の変更認定</u>	住宅の新築について長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係る法第9条第1項又は第3項の規定によるもの以外の変更の認定の申請	法第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合及びその他の場合 (略)				

新

住宅の増築又は改築について長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係る法第9条第1項又は第3項の規定によるもの以外の変更の認定の申請

法第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合及びその他の場合 (略)

法第5条第6項に規定する	法第2条第4項に規定する長期使用	一戸建て住宅 共同住宅 等	1戸の総戸数が5以下のも	1戸	5,200円 10,500円を同一の建築物について同時に申請が
--------------	------------------	---------------------	--------------	----	------------------------------------

新

長期優良住宅の認定を受けたい住宅に係る変更の認定の申請	構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合	の	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1戸	行われる住戸の数で除して得た額	
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1戸	18,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	
			1棟の総戸数が11以上のもの	1戸	26,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	
			1棟の総戸数が11以上のもの	1戸	33,400円	
	その他の場合	一戸建て住宅	の	共同住宅等	1戸	78,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
				1棟の総戸数が5以下のもの	1戸	125,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1戸	246,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			1棟の総戸数が11以上のもの	1戸	246,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	



新							
				以上のも の		て同時に申請が 行われる住戸の 数で除して得た 額	
低炭素建築物新築等計画認定の項～屋外広告物の項 (略)							
備考 (略)							

(区分及び金額)

第3条 手数料の区分及び金額は、別表のとおりとする。

別表 (第3条関係)

5 土木関係

区分		単位	金額	備考
優良宅地造成認定の項及び優良住宅新築認定の項 (略)				
<u>長期優良住宅建築等計画認定</u>	<u>住宅の新築に係るもの</u>	<u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。)第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81</u>	一戸建て住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。)及び共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。)	(略)

	<p>号) 第5条 第1項に 規定する 登録住宅 性能評価 機関(以下 この表 において 「登録住宅 性能評価 機関」とい う。)が 確認した 場合</p>	
		<p>その他の場合 (略)</p>
<p><u>住宅の 増築又は 改築に係 るもの</u></p>		<p>法第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合及びその他の場合 (略)</p>

旧

旧

<u>長期優良住宅建築等計画変更認定</u>	住宅の新築について 法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係る法第9条第1項又は第3項の規定によるもの以外の変更の認定の申請	法第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合及びその他の場合 (略)
<u>住宅の増築又</u>		法第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合及びその他の場合 (略)

は改築  
につい  
て法第  
5条第1  
項に規  
定する  
長期優  
良住宅  
建築等  
計画の  
認定を  
受けた  
住宅に  
係る法  
第9条  
第1項  
又は第  
3項の  
規定に  
よるも  
の以外  
の変更  
の認定  
の申請

旧

旧	
低炭素建築物新築等計画認定の項～屋外広告物の項 (略)	
備考	(略)



令和4年議案第57号

江南市下水道条例の一部改正について

江南市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年9月1日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、下水道事業の経営健全化を図るため下水道使用料の改定を行う必要があるからであります。

江南市下水道条例の一部を改正する条例（案）

第1条 江南市下水道条例(平成13年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「毎使用月において」及び「に、100分の110を乗じて得た額」を削る。

別表中「超過」を「従量」に改め、同表一般用の項中「5立方メートル以下」を「なし」に、「425円」を「671円」に、

「

5立方メートルを超え 10立方メートル以下	85円
--------------------------	-----

」を

「

5立方メートル以下	26.4円
5立方メートルを超え 10立方メートル以下	108.9円

」に、「95円」を「122.

1円」に、「120円」を「154円」に、「145円」を「185.9円」に、「160円」を「204.6円」に、「190円」を「244.2円」に、「215円」を「264円」に改め、同表公衆浴場用の項中「4,250円」を「4,675円」に、「47円」を「51.7円」に改める。

第2条 江南市下水道条例の一部を次のように改正する。

別表一般用の項中「671円」を「770円」に、「26.4円」を「30.8円」に、「108.9円」を「121円」に、「122.1円」を「135.3円」に、「154円」を「170.5円」に、「185.9円」を「205.7円」に、「204.6円」を「227.7円」に、「244.2円」を「269.5円」に、「264円」を「293.7円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和9

年4月1日から施行する。

(使用料の算定に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の江南市下水道条例の規定中使用料に関する部分は、令和5年4月1日前から継続して使用している下水道の使用で、同日前までの排出量に係る使用料が含まれる場合については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の江南市下水道条例の規定中使用料に関する部分は、令和9年4月1日前から継続して使用している下水道の使用で、同日前までの排出量に係る使用料が含まれる場合については、なお従前の例による。

(参 考)

江南市下水道条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

江南市下水道条例（第1条関係）

新					旧				
(使用料の算定方法)					(使用料の算定方法)				
第27条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量(以下「排出量」という。)に応じ、別表に定めるところにより算定した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。					第27条 使用料の額は、 <u>毎使用月において</u> 使用者が排除した汚水の量(以下「排出量」という。)に応じ、別表に定めるところにより算定した <u>額に、100分の110</u> を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。				
2及び3 (略)					2及び3 (略)				
別表（第27条関係）					別表（第27条関係）				
下水道使用料					下水道使用料				
区分	基本使用料(1 使用月につき)		<u>従量</u> 使用料 (1 使用月につき)		区分	基本使用料(1 使用月につき)		<u>超過</u> 使用料 (1 使用月につき)	
	排出量	使用料	排出量	使用料 (1立 方メ ートル につ き)		排出量	使用料	排出量	使用料 (1立 方メ ートル につ き)
一般 用	<u>なし</u>	<u>671円</u>	<u>5立方</u>	<u>26.4</u>	一般 用	<u>5立方</u>	<u>425円</u>		
			<u>メートル以下</u>	<u>円</u>					
			<u>5立方</u>	<u>108.9</u>				<u>5立方</u>	<u>85円</u>
			<u>メートルを</u>	<u>円</u>				<u>メートルを</u>	
			<u>超え10立</u>					<u>超え10立</u>	
			<u>方メー</u>					<u>方メー</u>	

新				旧			
			<u>トル以下</u>				<u>トル以下</u>
			10立方メートルを超え20立方メートル以下	<u>122.1円</u>			10立方メートルを超え20立方メートル以下
			20立方メートルを超え30立方メートル以下	<u>154円</u>			20立方メートルを超え30立方メートル以下
			30立方メートルを超え50立方メートル以下	<u>185.9円</u>			30立方メートルを超え50立方メートル以下
			50立方メートルを超え100立方メートル以下	<u>204.6円</u>			50立方メートルを超え100立方メートル以下

新					旧				
			100 立方メートルを超え	<u>244.2</u> 円				100 立方メートルを超え	<u>190</u> 円
			500 立方メートル以下					500 立方メートル以下	
			500 立方メートルを超えるもの	<u>264</u> 円				500 立方メートルを超えるもの	<u>215</u> 円
公衆浴場用	100 立方メートル以下	<u>4,675</u> 円	100 立方メートルを超えるもの	<u>51.7</u> 円	公衆浴場用	100 立方メートル以下	<u>4,250</u> 円	100 立方メートルを超えるもの	<u>47</u> 円
備考 (略)					備考 (略)				

江南市下水道条例（第2条関係）

新	旧		
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第27条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量(以下「排出量」という。)に応じ、別表に定めるところにより算定した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>別表 (第27条関係) 下水道使用料</p>		<p>別表 (第27条関係) 下水道使用料</p>	

新					旧				
区分	基本使用料(1 使用月につき)		従量使用料 (1 使用月につき)		区分	基本使用料(1 使用月につき)		従量使用料 (1 使用月につき)	
	排出量	使用料	排出量	使用料 (1立 方メ ートル につ き)		排出量	使用料	排出量	使用料 (1立 方メ ートル につ き)
一般 用	なし	<u>770円</u>	5立方 メートル以下	<u>30.8 円</u>	一般 用	なし	<u>671円</u>	5立方 メートル以下	<u>26.4 円</u>
			5立方 メートルを 超え10立 方メー トル以 下	<u>121円</u>				5立方 メートルを 超え10立 方メー トル以 下	<u>108.9 円</u>
			10立方 メートルを 超え20立 方メー トル以 下	<u>135.3 円</u>				10立方 メートルを 超え20立 方メー トル以 下	<u>122.1 円</u>
			20立方 メートルを 超え30立 方メー	<u>170.5 円</u>				20立方 メートルを 超え30立 方メー	<u>154円</u>

新				旧				
			トル以下				トル以下	
			30立方メートルを超え50立方メートル以下	<u>205.7</u> 円			30立方メートルを超え50立方メートル以下	
			50立方メートルを超え100立方メートル以下	<u>227.7</u> 円			50立方メートルを超え100立方メートル以下	
			100立方メートルを超え500立方メートル以下	<u>269.5</u> 円			100立方メートルを超え500立方メートル以下	
			500立方メートルを超えるもの	<u>293.7</u> 円			500立方メートルを超えるもの	
公衆浴場用の項 (略)					公衆浴場用の項 (略)			



新	旧
備考 (略)	備考 (略)

(参 考)

## 江南市下水道条例の一部を改正する条例（案）の概要

### 1. 改正の目的

下水道事業の経営健全化を図るため下水道使用料の改定を行う必要があるからです。

また、下水道使用料を消費税額及び地方消費税額を含む総額表示へ改めます。

### 2. 改正の概要

下水道事業の経営健全化を図るため、一般用の基本使用料に含まれる基本水量を廃止するとともに従量使用料に5立法メートル以下の区分を追加し、基本使用料及び従量使用料について見直しを行い、令和5年4月1日より下水道使用料を改め、その後、令和9年4月1日より再度、下水道使用料を改めます。

別表（新）

令和5年4月1日施行

（税込）

区分	基本使用料 (1使用月につき)		従量使用料(1使用月につき)	
	排出量	使用料	排出量	使用料(1立方メートルにつき)
一般用	なし	671円	5立方メートル以下	26.4円
			5立方メートルを超え10立方メートル以下	108.9円
			10立方メートルを超え20立方メートル以下	122.1円
			20立方メートルを超え30立方メートル以下	154円
			30立方メートルを超え50立方メートル以下	185.9円
			50立方メートルを超え100立方メートル以下	204.6円
			100立方メートルを超え500立方メートル以下	244.2円
			500立方メートルを超えるもの	264円
公衆 浴場用	100立方 メートル以下	4,675円	100立方メートルを超えるもの	51.7円

令和9年4月1日施行

（税込）

区分	基本使用料 (1使用月につき)		従量使用料(1使用月につき)	
	排出量	使用料	排出量	使用料(1立方メートルにつき)
一般用	なし	770円	5立方メートル以下	30.8円
			5立方メートルを超え10立方メートル以下	121円
			10立方メートルを超え20立方メートル以下	135.3円
			20立方メートルを超え30立方メートル以下	170.5円
			30立方メートルを超え50立方メートル以下	205.7円
			50立方メートルを超え100立方メートル以下	227.7円
			100立方メートルを超え500立方メートル以下	269.5円
			500立方メートルを超えるもの	293.7円
公衆 浴場用	100立方 メートル以下	4,675円	100立方メートルを超えるもの	51.7円

別表（旧）

（税抜）

区分	基本使用料 (1使用月につき)		超過使用料(1使用月につき)	
	排出量	使用料	排出量	使用料(1立方メートルにつき)
一般用	5立方 メートル以下	425円	5立方メートルを超え10立方メートル以下	85円
			10立方メートルを超え20立方メートル以下	95円
			20立方メートルを超え30立方メートル以下	120円
			30立方メートルを超え50立方メートル以下	145円
			50立方メートルを超え100立方メートル以下	160円
			100立方メートルを超え500立方メートル以下	190円
			500立方メートルを超えるもの	215円
公衆 浴場用	100立方 メートル以下	4,250円	100立方メートルを超えるもの	47円

令和4年議案第58号

江南市水道事業給水条例の一部改正について

江南市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年9月1日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するとともに、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

江南市水道事業給水条例（昭和50年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「に100分の110を乗じて得た額」を削り、同項の表中

「

円	円	円	円	円	円
100,0	200,0	370,0	1,100,	2,000,	5,400,
00	00	00	000	000	000

」を

「

円	円	円	円	円	円
110,0	220,0	407,0	1,210,	2,200,	5,940,
00	00	00	000	000	000

」に

改める。

第9条第1項中「合計額に100分の110を乗じて得た」を削り、「この場合において、」を「ただし、その額に」に、「端数は」を「端数を」に改める。

第25条を次のように改める。

（料金）

第25条 料金は、別表に定めるところにより算定した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

別表一般用官公署用営業用湯屋用の項中「550円」を「605円」に、「700円」を「770円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「2,000円」を「2,200円」に、「3,000円」を「3,300円」に、「5,000円」を「5,500円」に、「10,000円」を「11,000円」に、「30,000円」を「33,000円」に、「70円」を「77円」に、「100円」を「110円」に、「160円」を「176円」に、「180円」を「198円」に、「210円」を「231円」に改め、同表臨時用の項中「270円」を「297円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新								旧							
(分担金)								(分担金)							
第5条 (略)								第5条 (略)							
2 分担金の額は、メーターの口径の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。ただし、口径の変更に係る工事の分担金の額は、新口径に応ずる分担金と旧口径に応ずる分担金との差額とする。								2 分担金の額は、メーターの口径の区分に応じ、次の表に掲げる額 <u>に100分の110を乗じて得た額</u> とする。ただし、口径の変更に係る工事の分担金の額は、新口径に応ずる分担金と旧口径に応ずる分担金との差額とする。							
メーターの口径	13ミ	20ミ	25ミ	40ミ	50ミ	75ミ	100ミ	メーターの口径	13ミ	20ミ	25ミ	40ミ	50ミ	75ミ	100ミ
	リメートル	リメートル	リメートル	リメートル	リメートル	リメートル	メートル以上		リメートル	リメートル	リメートル	リメートル	リメートル	リメートル	メートル以上
分担金	円 <u>110,000</u>	円 <u>220,000</u>	円 <u>407,000</u>	円 <u>1,210,000</u>	円 <u>2,200,000</u>	円 <u>5,940,000</u>	管理者の定める額	分担金	円 <u>100,000</u>	円 <u>200,000</u>	円 <u>370,000</u>	円 <u>1,100,000</u>	円 <u>2,000,000</u>	円 <u>5,400,000</u>	管理者の定める額
3及び4 (略)								3及び4 (略)							
(工事費の算出方法)								(工事費の算出方法)							
第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の各号に掲げる額とする。 <u>ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</u>								第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の各号に掲げる <u>合計額に100分の110を乗じて得た額</u> とする。 <u>この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。</u>							
(1)～(7) (略)								(1)～(7) (略)							
2 (略)								2 (略)							
(料金)								(料金)							
第25条 <u>料金は、別表に定めるところに</u>								第25条 <u>料金は、別表に定める基本料金</u>							

新	旧
<p><u>より算定した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</u></p>	<p><u>に100分の110を乗じて得た金額(この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)</u>と<u>超過料金従量料金によって算定された料金の合計額に100分の110を乗じて得た金額(この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)</u>との合計額とし、<u>臨時用については、使用水量に応じて算定された料金に100分の110を乗じて得た金額(この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)</u>とする。</p>

別表（第25条関係）

水道料金

料金 用途	基本料金		従量料金1立方メートルにつき
	メーターの口径	料金 (1月につき)	
一般 用 官 公 署 用 営 業 用 湯	13 ミリ メーター	<u>605円</u>	10立方メートル以下 <u>77円</u> 10立方メートルを 超え20立方メートル以下 <u>110円</u> 20立方メートルを 超え40立方メートル以下 <u>176円</u> 40立方メートルを 超え80立方メートル以下 <u>198円</u>
	20 ミリ メーター	<u>770円</u>	
	25 ミリ メーター	<u>1,100円</u>	
40 ミリ メーター	<u>2,200円</u>		

別表（第25条関係）

水道料金

料金 用途	基本料金		従量料金1立方メートルにつき
	メーターの口径	料金 (1月につき)	
一般 用 官 公 署 用 営 業 用 湯	13 ミリ メーター	<u>550円</u>	10立方メートル以下 <u>70円</u> 10立方メートルを 超え20立方メートル以下 <u>100円</u> 20立方メートルを 超え40立方メートル以下 <u>160円</u> 40立方メートルを 超え80立方メートル以下 <u>180円</u>
	20 ミリ メーター	<u>700円</u>	
	25 ミリ メーター	<u>1,000円</u>	
	40 ミリ メーター	<u>2,000円</u>	



新				旧			
屋 用	ル		80立方メートルを 超えるもの <u>231</u> 円	屋	ル		80立方メートルを 超えるもの <u>210</u> 円
	50 ミリ	<u>3,300円</u>		用	50 ミリ	<u>3,000円</u>	
	メー ト			メー ト			
	ル			ル			
	75 ミリ	<u>5,500円</u>		75 ミリ	<u>5,000円</u>		
	メー ト			メー ト			
	ル			ル			
	100 ミリ	<u>11,000</u>		100 ミリ	<u>10,000</u>		
	メー ト	円		メー ト	円		
	ル			ル			
	150 ミリ	<u>33,000</u>		150 ミリ	<u>30,000</u>		
	メー ト	円		メー ト	円		
	ル			ル			
臨 時 用	1立方メートルにつき <u>297円</u>			臨 時 用	1立方メートルにつき <u>270円</u>		

令和4年議案第59号

江南市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

江南市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年9月1日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、江南市保健センターの移転に伴い、改正する必要があるからであります。

江南市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市保健センターの設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「江南市北野町川石25番地11」を「江南市北山町西300番地」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）  
の新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 江南市保健センター</p> <p>位置 <u>江南市北山町西300番地</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 江南市保健センター</p> <p>位置 <u>江南市北野町川石25番地11</u></p>

令和4年度江南市一般会計補正予算（第7号）

令和4年度江南市の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,100,348千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,993,224千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 既定の継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年9月1日提出

江南市長 澤田 和延

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		千円 148,000	千円 △10,819	千円 137,181
	1 地方特例交付金	148,000	△10,819	137,181
11 地方交付税		3,825,000	535,317	4,360,317
	1 地方交付税	3,825,000	535,317	4,360,317
15 国庫支出金		5,065,974	20,524	5,086,498
	2 国庫補助金	1,485,228	5,920	1,491,148
	4 国庫交付金	331,146	14,604	345,750
16 県支出金		2,260,468	7,126	2,267,594
	2 県補助金	691,682	4,388	696,070
	3 委託金	250,014	2,738	252,752
18 寄附金		14,784	1,100	15,884
	1 寄附金	14,784	1,100	15,884
19 繰入金		2,179,253	385,538	2,564,791
	1 基金繰入金	2,179,253	385,538	2,564,791
20 繰越金		350,000	1,451,114	1,801,114
	1 繰越金	350,000	1,451,114	1,801,114
21 諸収入		1,075,438	46,748	1,122,186
	5 雑収入	831,292	46,748	878,040
22 市債		2,884,800	△336,300	2,548,500
	1 市債	2,884,800	△336,300	2,548,500
歳入合計		33,892,876	2,100,348	35,993,224

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 6,095,292	千円 918,642	千円 7,013,934
	1 総 務 管 理 費	5,377,282	910,711	6,287,993
	2 徴 税 費	423,218	89	423,307
	3 戸籍住民基本台帳費	173,633	5,104	178,737
	4 選 挙 費	86,726	2,738	89,464
3 民 生 費		13,975,441	311,096	14,286,537
	1 社 会 福 祉 費	7,226,799	32,476	7,259,275
	2 児 童 福 祉 費	5,533,343	85,010	5,618,353
	3 生 活 保 護 費	1,200,886	193,610	1,394,496
4 衛 生 費		3,748,650	311,749	4,060,399
	1 保 健 衛 生 費	1,946,420	310,651	2,257,071
	2 清 掃 費	1,697,739	1,098	1,698,837
5 労 働 費		139,588	13,811	153,399
	1 労 働 費	139,588	13,811	153,399
6 農 林 水 産 業 費		235,913	2,414	238,327
	1 農 業 費	228,009	2,414	230,423
7 商 工 費		641,760	2,582	644,342
	1 商 工 費	641,760	2,582	644,342
8 土 木 費		2,497,860	102,616	2,600,476
	2 道 路 橋 り よ う 費	491,913	100,268	592,181
	4 都 市 計 画 費	1,113,910	1,256	1,115,166
	6 下 水 道 費	587,776	1,092	588,868
9 消 防 費		984,639	3,739	988,378
	1 消 防 費	984,639	3,739	988,378
10 教 育 費		2,693,784	433,699	3,127,483
	1 教 育 総 務 費	395,202	4,857	400,059
	2 小 学 校 費	562,115	18,889	581,004
	3 中 学 校 費	364,445	10,892	375,337
	4 社 会 教 育 費	411,739	3,183	414,922
	5 保 健 体 育 費	960,283	395,878	1,356,161
歳 出 合 計		33,892,876	2,100,348	35,993,224

## 第2表 継続費補正

[単位：千円]

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
3 民生費	1 社会 福祉費	介護保険等 事業計画 策定事業	4,691	令和4年度	1,309	4,249	令和4年度	1,199
				令和5年度	3,382		令和5年度	3,050
		地域福祉計画 策定事業	6,501	令和4年度	2,442	6,105	令和4年度	2,360
				令和5年度	4,059		令和5年度	3,745
		自殺対策計画 策定事業	1,050	令和4年度	471	660	令和4年度	374
				令和5年度	579		令和5年度	286
4 衛生費	1 保健 衛生費	健康日本21 こなん計画 策定事業	4,197	令和4年度	1,883	2,673	令和4年度	1,529
				令和5年度	2,314		令和5年度	1,144

## 第3表 債務負担行為補正

[単位：千円]

事項	変更前		変更後	
	期間	限度額	期間	限度額
図書館システム借上料	令和4年度 ～ 令和9年度	152,555	令和4年度 ～ 令和9年度	102,432



## 第4表 地方債補正

[単位：千円]

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	842,000	普通 貸借 又は 証券 発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金及び地 方公共団 体金融機 構資金に ついて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、当 該利率見 直し後の 利率)	借入れ の日から 据置期間 を含めて 30年以内 償還。ただ し、市財政 の都合に より据置 期間及び 償還期限 を短縮し、 又は繰上 償還もし しくは低利 に借換え ができる。	505,700	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ
計	2,884,800				2,548,500			

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
10 地方特例交付金	148,000	△10,819	137,181
11 地方交付税	3,825,000	535,317	4,360,317
15 国庫支出金	5,065,974	20,524	5,086,498
16 県支出金	2,260,468	7,126	2,267,594
18 寄附金	14,784	1,100	15,884
19 繰入金	2,179,253	385,538	2,564,791
20 繰越金	350,000	1,451,114	1,801,114
21 諸収入	1,075,438	46,748	1,122,186
22 市債	2,884,800	△336,300	2,548,500
歳入合計	33,892,876	2,100,348	35,993,224

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	6,095,292	918,642	7,013,934
3 民生費	13,975,441	311,096	14,286,537
4 衛生費	3,748,650	311,749	4,060,399
5 労働費	139,588	13,811	153,399
6 農林水産業費	235,913	2,414	238,327
7 商工費	641,760	2,582	644,342
8 土木費	2,497,860	102,616	2,600,476
9 消防費	984,639	3,739	988,378
10 教育費	2,693,784	433,699	3,127,483
歳出合計	33,892,876	2,100,348	35,993,224

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 8,472	千円	千円	千円 910,170
18,680			292,416
			311,749
			13,811
			2,414
			2,582
			102,616
			3,739
498		1,100	432,101
27,650		1,100	2,071,598

## 2 歳 入

10款 地方特例交付金  
16款 県支出金

11款 地方交付税

15款 国庫支出金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
10	地方特例交付金	148,000	△10,819	137,181
	1 地方特例交付金	148,000	△10,819	137,181
	1 地方特例交付金	148,000	△10,819	137,181
11	地方交付税	3,825,000	535,317	4,360,317
	1 地方交付税	3,825,000	535,317	4,360,317
	1 地方交付税	3,825,000	535,317	4,360,317
15	国庫支出金	5,065,974	20,524	5,086,498
	2 国庫補助金	1,485,228	5,920	1,491,148
	1 総務費国庫補助金	916,683	5,095	921,778
	2 民生費国庫補助金	388,462	825	389,287
	4 国庫交付金	331,146	14,604	345,750
	1 民生費交付金	254,054	14,355	268,409
	4 教育費交付金	24,354	249	24,603
16	県支出金	2,260,468	7,126	2,267,594
	2 県補助金	691,682	4,388	696,070
	1 総務費県補助金	5,552	639	6,191
	2 民生費県補助金	597,004	3,500	600,504

[単位：千円]

節		区 分	金 額	説 明
1	地方特例 交付金	△10,819	[財政課] 地方特例交付金	
1	地方交付税	535,317	[財政課] 普通交付税	
2	戸籍住民 基本台帳費 補助金	5,095	[市民サービス課] 個人番号カード交付事務費補助金	
1	社会福祉費 補助金	825	[福祉課] 障害者総合支援事業費補助金 1,650,000円×1/2	
3	社会福祉費 交付金	14,355	[高齢者生きがい課] 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 14,355,000円×10/10	
1	教育総務費 交付金	249	[こども政策課] 子ども・子育て支援交付金	
1	総務管理費 補助金	639	[行政改革推進課] 元気な愛知の市町村づくり補助金 1,279,000円×1/2	
1	社会福祉費 補助金	3,500	[高齢者生きがい課] 介護施設等整備事業費補助金	

歳 入

16款 県支出金  
20款 繰越金

18款 寄附金  
21款 諸収入

19款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計	
款	項 目	予 算 額	予 算 額		
	8	教育費県補助金	48,564	249	48,813
	3	委託金	250,014	2,738	252,752
	1	総務費委託金	245,851	2,738	248,589
18		寄附金	14,784	1,100	15,884
	1	寄附金	14,784	1,100	15,884
	2	教育費寄附金		1,100	1,100
19		繰入金	2,179,253	385,538	2,564,791
	1	基金繰入金	2,179,253	385,538	2,564,791
	1	基金繰入金	2,179,253	385,538	2,564,791
20		繰越金	350,000	1,451,114	1,801,114
	1	繰越金	350,000	1,451,114	1,801,114
	1	繰越金	350,000	1,451,114	1,801,114
21		諸収入	1,075,438	46,748	1,122,186
	5	雑入	831,292	46,748	878,040
	3	過年度収入		46,748	46,748

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1	教育総務費補助金	249	[こども政策課] 地域子ども・子育て支援事業費補助金
3	選挙費委託金	2,738	[総務課] 愛知県知事選挙費委託金 1,771 愛知県議会議員選挙費委託金 967
2	小学校費寄附金	1,100	[教育課] 寄附金
1	基金繰入金	385,538	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金
1	前年度繰越金	1,451,114	[財政課] 前年度繰越金
1	過年度収入	46,748	[高齢者生きがい課] 令和3年度分低所得者保険料軽減国庫負担金精算金 1,590 令和3年度分低所得者保険料軽減県費負担金精算金 795 [福祉課] 令和3年度分障害者自立支援医療給付費国庫負担金精算金 34 令和3年度分障害者自立支援医療給付費県費負担金精算金 17 令和3年度分障害児通所給付費国庫負担金精算金 9,482 令和3年度分障害児通所給付費県費負担金精算金 4,741 令和3年度分生活保護生活等扶助費国庫負担金精算金 817 令和3年度分生活保護費県費負担金精算金 766

歳 入

21款 諸収入

22款 市債

科 目			補 正 前 の	補 正	計
款	項	目	予 算 額	予 算 額	
22	市債		2,884,800	△336,300	2,548,500
	1	市債	2,884,800	△336,300	2,548,500
		5 臨時財政対策債	842,000	△336,300	505,700
		計	33,892,876	2,100,348	35,993,224



節		説明
区分	金額	
		[健康づくり課] 令和3年度分未熟児養育医療給付費国庫負担金精算金 402 [保険年金課] 令和3年度分後期高齢者医療療養給付費負担金精算金 15,175 [こども政策課] 令和3年度分子ども・子育て支援国庫交付金精算金 27 令和3年度分児童手当費国庫負担金精算金 1,943 [保育課] 令和3年度分子どものための教育・保育給付費国庫交付金精算金 4,901 令和3年度分子どものための教育・保育給付費県費負担金精算金 2,579 令和3年度分子ども・子育て支援施設等利用給付費国庫交付金精算金 2,320 令和3年度分子ども・子育て支援施設等利用給付費県費負担金精算金 163 令和3年度分私立幼稚園授業料等軽減県費補助金精算金 996
1 臨時財政 対 策 債	△336,300	[財政課] 臨時財政対策債

### 3 歳 出

2款 総務費  
1項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
3 市 民 生活費	37,412	△318	37,094				△318	10需用費	989
								12委託料	△1,307
5 行 政 改 革 推 進 費	418,394	1,279	419,673	639			640	12委託料	88
								13使用料 及 賃借料	330
								17備 品 購 入 費	861
6 財 政 費	370,179	900,558	1,270,737				900,558	24積立金	900,558
7 行 政 事 務 費	233,837	2,700	236,537				2,700	10需用費	2,700
8 防 災 安 全 費	196,543	6,492	203,035				6,492	10需用費	5,551
								14工 事 請 負 費	941

2-1-3 市民生活費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[布袋ふれあい会館維持運営事業] ・布袋ふれあい会館運営事業	989	補正後3,425,000円－補正前2,436,000円
10 需用費 光熱水費 電気使用料		
[消費生活事業] ・消費生活啓発事業	△1,307	補正後0円－補正前1,307,000円
12 委託料 開催委託料		
[行政改革推進事業] ・ICT活用推進事業	1,279	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★  〈特定財源〉 県 639千円 1,279,000円×1/2  目的 会議録作成事務の効率化及び各種会議や セミナーの活性化 内容 会議録作成支援システムの整備
12 委託料 音声認識システム設定委託料	88	
13 使用料及び賃借料 音声認識システム使用料	330	
17 備品購入費 マイク設備	861	
[財政調整基金管理事業] 24 積立金 江南市財政調整基金積立金	900,558	地方財政法第7条第1項による余剰金の積立 前年度純繰越額1,801,114,157円×1/2以上
[庁舎等維持運営事業] 10 需用費 光熱水費 電気使用料	2,700	補正後15,647,000円－補正前12,947,000円
[防災センター維持運営事業] ・防災センター運営事業	600	補正後3,031,000円－補正前2,431,000円
10 需用費 光熱水費 電気使用料		
[防災行政無線維持管理事業] 10 需用費 光熱水費 電気使用料	178	補正後505,000円－補正前327,000円
[通信ネットワーク事業] ・高度情報通信ネットワーク事業	941	
14 工事請負費 消防庁舎避雷針設置工事費		
[交通安全施設管理事業] 10 需用費 光熱水費 電気使用料	4,714	補正後11,903,000円－補正前7,189,000円

歳 出  
2 款 総務費  
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	5,377,282	910,711	6,287,993	639			910,072		

2 款 総務費  
2 項 徴税費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 税務費	273,993	89	274,082				89	11 役務費 17 備品購入費	2 87
計	423,218	89	423,307				89		

2 款 総務費  
3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 戸籍住民基本台帳費	173,633	5,104	178,737	5,095			9	10 需用費 11 役務費	923 36

2-1-8 防災安全費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
<b>〔防犯対策事業〕</b> 10 需用費 光熱水費 電気使用料	59 補正後165,000円－補正前106,000円

2-2-1 税務費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
<b>〔税諸証明書交付事業〕</b> 11 役務費 決済手数料 17 備品購入費 電子レジスター	89 2 87 目的 支払方法の多様化による市民サービスの向上 内容 キャッシュレス決済の導入

2-3-1 戸籍住民基本台帳費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
<b>〔住民基本台帳等事業〕</b> ・住民基本台帳等事業 11 役務費 決済手数料	5,104 9 目的 支払方法の多様化による市民サービスの向上 内容 キャッシュレス決済の導入

歳 出  
 2款 総務費  
 3項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
								12委託料	3,988
								13使用料 及 賃借料	157
計	173,633	5,104	178,737	5,095			9		

2款 総務費  
 4項 選挙費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1選挙費	86,726	2,738	89,464	2,738				14工 事 請 負 費	770
								17備 品 購 入 費	1,968
計	86,726	2,738	89,464	2,738					

2-3-1 戸籍住民基本台帳費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
・ 個人番号カード取得促進事業	5,095	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 国 5,095千円 5,095,000円×10/10 目的 個人番号カードの取得率の向上 内容 出張申請サポート業務の委託による交付申請支援コーナーの設置
10 需用費	923	
消耗品費		
事務用		
11 役務費	27	
通信回線料		
12 委託料	3,988	
出張申請サポート事業委託料		
13 使用料及び賃借料	157	
タブレット端末借上料		

2-4-1 選挙費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[選挙管理執行事業]	2,738	〈特定財源〉 県 1,771千円 補正後36,450,000円－補正前34,679,000円 投票システム 補正後6,307,000円－補正前5,306,000円
・ 愛知県知事選挙事業	1,771	
14 工事請負費	770	
ネットワーク配線工事費		
17 備品購入費	1,001	
投票システム		
・ 愛知県議会議員選挙事業	967	〈特定財源〉 県 967千円 補正後11,964,000円－補正前10,997,000円
17 備品購入費		
投票システム		

歳出  
3款 民生費  
1項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 高齢者 福祉費	1,563,297	18,439	1,581,736	17,855			584	12委託料	△110
								18負担金、 補助及び 交付金	17,855
								19扶助費	650
								27繰出金	44
2 障害者 福祉費	2,808,798	13,488	2,822,286	825			12,663	12委託料	1,471
								22償還金、 利子及び 割引料	12,017



3-1-1 高齢者福祉費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[介護保険財務事務事業]	44		
- 介護保険特別会計繰出事業		事務費分	
27 繰出金		補正後	1,182,826,000円 - 1,182,782,000円
特別会計繰出金			
[介護保険等事業計画策定・推進事業]	△110		
- 介護保険等事業計画策定事業		★★★★★ 政策的事業	★★★★★
12 委託料		継続費	
介護保険等事業計画策定支援委託料		補正後	補正前
		令和4年度	1,199千円 1,309千円
		令和5年度	3,050千円 3,382千円
[介護施設等整備費補助事業]	17,855		
- 介護施設等整備費補助事業	14,355	★★★★★ 政策的事業	★★★★★
18 負担金、補助及び交付金		<特定財源>	
認知症高齢者グループホーム等防災改修費等補助金		国	14,355千円 14,355,000円 × 10/10
		目的	介護施設整備の支援
		内容	事業者に対する整備費の補助
- 介護施設等整備費補助事業（新型コロナウイルス感染症対策）	3,500	★★★★★ 政策的事業	★★★★★
18 負担金、補助及び交付金		<特定財源>	
介護施設等ゾーニング環境等整備費補助金		県	3,500千円 3,500,000円 × 10/10
		目的	介護施設等の新型コロナウイルス感染症対策
		内容	感染症対策に係る整備費の補助
[老人保護措置事業]	650		
19 扶助費		補正後	83,982,000円 - 補正前83,332,000円
老人保護措置費			
[地域福祉計画策定事業]	△82	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト）	★★★★★
12 委託料		継続費	
業務委託料		補正後	補正前
		令和4年度	2,360千円 2,442千円
		令和5年度	3,745千円 4,059千円
[自殺対策計画策定事業]	△97		
12 委託料		継続費	
業務委託料		補正後	補正前
		令和4年度	374千円 471千円
		令和5年度	286千円 579千円

歳 出  
 3 款 民生費  
 1 項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
5 学習等 供 用 施 設 費	28,397	549	28,946				549	10需用費	549
計	7,226,799	32,476	7,259,275	18,680			13,796		

3-1-2 障害者福祉費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	18		
<p>〔障害者手当等支給事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 特別障害者手当等支給事業</li> <li>22 償還金、利子及び割引料</li> <li>特別障害者手当等給付費国庫負担金返納金</li> </ul>		令和3年度分	
	11,999		
<p>〔自立支援給付事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 障害者自立支援給付事業</li> <li>22 償還金、利子及び割引料</li> <li>障害者自立支援給付費国庫負担金返納金 7,996</li> <li>障害者自立支援給付費県費負担金返納金 3,998</li> <li>障害児通所給付費国庫負担金返納金 3</li> <li>障害児通所給付費県費負担金返納金 2</li> </ul>		令和3年度分	
	1,650		
<p>〔障害者福祉システム運用事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>12 委託料</li> <li>システム改修委託料</li> </ul>		<p>〈特定財源〉</p> <p>国 825千円 1,650,000円×1/2</p> <p>障害福祉サービスデータベースの構築に伴うシステム改修</p>	
	549		
<p>〔学習等供用施設維持運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 学習等供用施設運営事業</li> <li>10 需用費</li> <li>光熱水費</li> <li>電気使用料</li> </ul>		補正後4,216,000円－補正前3,667,000円	

歳 出  
 3 款 民生費  
 2 項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 こども 政策費	2,397,868	80,377	2,478,245				80,377	10需用費	111
								22償還金、 利子及び 割引料	80,266

3-2-1 こども政策費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[病児・病後児保育事業] ・病児・病後児保育施設運営事業	1,449	
22 償還金、利子及び割引料 子ども・子育て支援国庫交付金返納金		令和3年度分
[子育て支援センター維持運営事業] ・第1・第2子育て支援センター維持運営事業	2,156	
22 償還金、利子及び割引料 子ども・子育て支援国庫交付金返納金	1,078	令和2年度分
地域子ども・子育て支援事業費県費補助金返納金	1,078	
[育児支援家庭訪問事業]	45	
22 償還金、利子及び割引料 子ども・子育て支援国庫交付金返納金		令和3年度分
[子育て短期支援事業]	15	
22 償還金、利子及び割引料 子ども・子育て支援国庫交付金返納金		令和3年度分
[要保護児童対策事業]	127	
22 償還金、利子及び割引料 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金返納金		令和3年度分
[子育て世代包括支援センター兼子ども家庭総合支援拠点運営事業]	32	
22 償還金、利子及び割引料 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金返納金		令和3年度分
[児童・遺児手当等事業] ・児童扶養手当事業	1,282 1,175	
22 償還金、利子及び割引料 児童扶養手当支給費国庫負担金返納金		令和3年度分
・児童手当事業	107	
22 償還金、利子及び割引料 児童手当費県費負担金返納金		令和3年度分
[母子生活支援施設措置事業]	8	
22 償還金、利子及び割引料 母子生活支援施設措置費国庫負担金返納金	5	令和3年度分
母子生活支援施設措置費県費負担金返納金	3	

歳 出  
 3 款 民生費  
 2 項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 保育費	2,501,277	4,432	2,505,709				4,432	10需用費	4,023
								22償還金、 利子及び 割引料	409

説		明
事	業	備 考
[母子・父子家庭自立支援給付事業]	1,786	令和3年度分
22 償還金、利子及び割引料		
母子・父子家庭自立支援給付金事業費国庫補助金返納金		
[子育て世帯への臨時特別給付金支給事業]	20,984	令和3年度分
22 償還金、利子及び割引料		
子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費国庫補助金返納金	20,500	
	484	
[低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業]	52,382	令和3年度分
22 償還金、利子及び割引料		
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費国庫補助金返納金	50,900	
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費国庫補助金返納金	1,482	
[児童館等維持運営事業]	111	補正後911,000円ー補正前800,000円
・児童館等運営事業		
10 需用費		
光熱水費		
電気使用料		
[保育管理等事業]	18	令和3年度分
・保育士研修事業		
22 償還金、利子及び割引料		
子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金返納金		
[保育園施設維持運営事業]	4,023	補正後25,946,000円ー補正前21,923,000円
・保育園施設運営事業		
10 需用費		
光熱水費		
電気使用料		
[子ども・子育て支援事業]	391	令和3年度分
・特定子ども・子育て支援等事業		
22 償還金、利子及び割引料		
子ども・子育て支援国庫交付金返納金		

歳 出  
**3 款 民生費**  
**2 項 児童福祉費**

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
4 児 童 遊 園 費	11,346	201	11,547				201	10需用費	201
計	5,533,343	85,010	5,618,353				85,010		

**3 款 民生費**  
**3 項 生活保護費**

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 生 活 保 護 費	1,200,886	193,610	1,394,496				193,610	22償還金、 利子及び 割引料	193,610



3-2-4 児童遊園費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
〔公園等維持管理事業〕 ・児童遊園等維持管理事業 10 需用費 光熱水費 電気使用料	201	補正後751,000円－補正前550,000円

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
〔生活保護事業〕 22 償還金、利子及び割引料 生活保護医療扶助費国庫負担金返納金 生活保護介護扶助費国庫負担金返納金 生活保護費国庫補助金返納金	11,288 8,114 2,873 301	令和3年度分
〔生活困窮者住居確保給付金給付事業〕 22 償還金、利子及び割引料 生活困窮者住居確保給付費国庫負担金返納金	348	令和3年度分
〔被保護者就労支援事業〕 22 償還金、利子及び割引料 被保護者就労支援事業費国庫負担金返納金	75	令和3年度分
〔生活困窮者自立相談支援事業〕 22 償還金、利子及び割引料 生活困窮者自立相談支援事業費国庫負担金返納金	495	令和3年度分
〔新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業〕 22 償還金、利子及び割引料 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費国庫補助金返納金	1,294 1,260	令和3年度分

歳 出  
 3款 民生費  
 3項 生活保護費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	1,200,886	193,610	1,394,496				193,610		

4款 衛生費  
 1項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 健 康 づくり費	1,917,704	310,651	2,228,355				310,651	10需用費	405
								12委託料	△354
								22償還金、 利子及び 割引料	310,600

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務費国庫補助金返納金	34	
	〔住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業〕 22 償還金、利子及び割引料 子育て世帯等臨時特別支援事業費国庫補助金返納金	180,110	令和3年度分

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	〔健康日本21こうなん計画策定等事業〕 ・健康日本21こうなん計画策定事業 12 委託料 業務委託料	△354	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 継続費 補正後 補正前 令和4年度 1,529千円 1,883千円 令和5年度 1,144千円 2,314千円
	〔新型コロナウイルスワクチン接種事業〕 22 償還金、利子及び割引料 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返納金 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返納金	309,865 236,320 73,545	令和3年度分
	〔母子健康管理事業〕 22 償還金、利子及び割引料 母子保健衛生費国庫補助金返納金	340	令和3年度分
	〔母子保健事業〕 22 償還金、利子及び割引料 子ども・子育て支援国庫交付金返納金	96	令和3年度分

歳 出  
 4 款 衛生費  
 1 項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	1,946,420	310,651	2,257,071				310,651		

4 款 衛生費  
 2 項 清掃費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 清掃費	1,697,739	1,098	1,698,837				1,098	10需用費 1,098	
計	1,697,739	1,098	1,698,837				1,098		

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[子育て世代包括支援センター運営事業]	209	令和3年度分
22 償還金、利子及び割引料		
子ども・子育て支援国庫交付金返納金	102	
	母子保健衛生費国庫補助金返納金	107
[養育医療給付事業]	90	令和3年度分
22 償還金、利子及び割引料		
	未熟児養育医療給付費県費負担金返納金	
[保健センター維持運営事業]	405	補正後1,993,000円ー補正前1,588,000円
・保健センター運営事業		
10 需用費		
	光熱水費	
	電気使用料	

4-2-1 清掃費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[清掃施設維持運営事業]	1,098	補正後1,336,000円ー補正前1,115,000円
・環境事業センター運営事業	221	
10 需用費		
	光熱水費	
	電気使用料	
・一般廃棄物最終処分場維持運営事業	877	補正後2,594,000円ー補正前1,717,000円
10 需用費		
	光熱水費	
	電気使用料	

歳 出  
5 款 労働費  
1 項 労働費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 労働費	139,588	13,811	153,399				13,811	18負担金、 補助及び 交付金	13,811
計	139,588	13,811	153,399				13,811		

6 款 農林水産業費  
1 項 農業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 農業費	228,009	2,414	230,423				2,414	18負担金、 補助及び 交付金	2,414
計	228,009	2,414	230,423				2,414		

5-1-1 労働費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
<p>【すいとぴあ江南維持運営事業】                      ・すいとぴあ江南指定管理事業（新型コロナウイルス感染症対策）                      18 負担金、補助及び交付金</p>	<p>13,811</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p>	<p>目的 新型コロナウイルス感染症、原油価格等の高騰の影響を受けたすいとぴあ江南の指定管理者への支援                      内容 支援金の支給</p>
	<p>指定管理者支援金 6,220                      原油価格等高騰対策支援金 7,591</p>		

6-1-1 農業費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
<p>【江南市土地改良区施設維持管理補助事業】                      ・江南市土地改良区農業用施設維持管理補助事業                      18 負担金、補助及び交付金                      江南市土地改良区補助金</p>	<p>2,414</p>		<p>補正後32,414,000円－補正前30,000,000円</p>

歳出  
7款 商工費  
1項 商工費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 商工費	641,760	2,582	644,342				2,582	18負担金、 補助及び 交付金	2,582
計	641,760	2,582	644,342				2,582		

8款 土木費  
2項 道路橋りょう費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 道路橋 りょう費	491,913	100,268	592,181				100,268	10需用費	268
								14工 事 請 負 費	100,000
計	491,913	100,268	592,181				100,268		



7-1-1 商工費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	2,582	
<b>〔江南市民花火大会補助事業〕</b> 18 負担金、補助及び交付金 江南市民花火大会補助金		補正後12,582,000円－補正前10,000,000円

8-2-1 道路橋りょう費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	268	
<b>〔道路維持管理事業〕</b> 10 需用費 光熱水費 電気使用料		補正後946,000円－補正前678,000円
<b>〔道路側溝・舗装等整備事業〕</b> 14 工事請負費 側溝・舗装等工事費	100,000	補正後300,000,000円－補正前200,000,000円

歳出  
8款 土木費  
4項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
3公園 緑地費	157,302	1,256	158,558				1,256	10需用費	1,256
計	1,113,910	1,256	1,115,166				1,256		

8款 土木費  
6項 下水道費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1下水道費	587,776	1,092	588,868				1,092	27繰出金	1,092
計	587,776	1,092	588,868				1,092		

9款 消防費  
1項 消防費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1消防 総務費	241,911	3,739	245,650				3,739	10需用費	851
								14工事 請負費	2,888

8-4-3 公園緑地費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	1,256	
[公園等維持管理事業] ・都市公園等維持管理事業 10 需用費 光熱水費 電気使用料		補正後5,653,000円－補正前4,397,000円

8-6-1 下水道費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	1,092	
[下水道経営事業] ・下水道事業会計繰出事業 27 繰出金 下水道事業会計繰出金		★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 補正後588,868,000円－補正前587,776,000円

9-1-1 消防総務費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	851	
[市有財産管理事業] ・消防庁舎等維持運営事業 10 需用費 光熱水費 電気使用料		補正後4,717,000円－補正前3,866,000円

歳出  
9款 消防費  
1項 消防費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
計	984,639	3,739	988,378				3,739		

10款 教育費  
1項 教育総務費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
3放課後 児童費	143,673	4,857	148,530	498			4,359	10需用費 749	
								22償還金、 利子及び 割引料 4,108	
計	395,202	4,857	400,059	498			4,359		

9-1-1 消防総務費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	2,888		
[消防施設整備等事業] ・消防庁舎等整備事業			
14 工事請負費			
消防庁舎避雷針撤去工事費	1,265		
消防庁舎避雷針設置工事費	1,623		

10-1-3 放課後児童費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	4,857		
[放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）]			
10 需用費	749	★★★★★	政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★
光熱水費			
電気使用料			
22 償還金、利子及び割引料	4,108		
子ども・子育て支援国庫交付金返納金			

歳 出  
 10款 教育費  
 2項 小学校費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 小学校費	562,115	18,889	581,004			1,100	17,789	10需用費	18,889
計	562,115	18,889	581,004			1,100	17,789		

10款 教育費  
 3項 中学校費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 中学校費	364,445	10,892	375,337				10,892	10需用費	10,892
計	364,445	10,892	375,337				10,892		

10-2-1 小学校費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[学校管理運営事業]	17,789	
10 需用費		電気使用料
光熱水費		補正後35,465,000円—補正前25,480,000円
電気使用料	9,985	ガス使用料
ガス使用料	7,804	補正後17,946,000円—補正前10,142,000円
[学校施設管理事業]	1,100	
10 需用費		〈特定財源〉
修繕料		そ 1,100千円 寄附金
校舎施設		古知野北小学校複合遊具修繕
		補正後38,174,000円—補正前37,074,000円

10-3-1 中学校費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[学校管理運営事業]	10,892	
10 需用費		電気使用料
光熱水費		補正後22,882,000円—補正前16,410,000円
電気使用料	6,472	ガス使用料
ガス使用料	4,420	補正後10,567,000円—補正前6,147,000円

歳出  
10款 教育費  
4項 社会教育費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 生涯 学習費	318,703	△853	317,850				△853	10需用費	379
								12委託料	△2,310
								14工事 請負費	1,078
2 文化 交流費	93,036	4,036	97,072				4,036	21補償、 補填及び 賠償金	4,036
計	411,739	3,183	414,922				3,183		



説		明	
事	業	備	考
[公民館維持運営事業] ・公民館運営事業 10 需用費 光熱水費 電気使用料	379	補正後3,427,000円ー補正前3,048,000円	
[公民館整備等事業] ・公民館改修事業 14 工事請負費 古知野西公民館空調機改修工事費	1,078	古知野西公民館空調機改修工事 会議室（東）	
[図書館維持運営事業] ・図書館維持運営事業		図書館システム借上料に係る債務負担行為 限度額 変更後 102,432千円 変更前 152,555千円	
[新図書館維持運営事業] ・新図書館開館準備事業 12 委託料 図書館システムデータ抽出委託料	△2,310	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★★ 補正後0円ー補正前2,310,000円	
[市民文化会館維持運営事業] ・市民文化会館等指定管理事業（新型コロナウイルス感染症対策） 21 補償、補填及び賠償金 損失補償金	986	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★★ 目的 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 江南市民文化会館の指定管理者への損失補償 内容 令和3年度の損失に対する補償	
[文化財保護事業] 21 補償、補填及び賠償金 損失補償金	3,050	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★★ 目的 江南市文化財保護委員の指摘内容の確認及び歴史的な 価値を記録に残すための調査 内容 久昌寺の解体工事一時中断に伴う費用の補償	

歳出  
 10款 教育費  
 5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 スポーツ 推進費	185,868	6,767	192,635				6,767	10需用費	5,799
								14工事 請負費	968
2 学 校 給 食 費	774,415	389,111	1,163,526				389,111	7報償費	120
								10需用費	9,181
								11役務費	4
								16公有財産 購入費	379,806
計	960,283	395,878	1,356,161				395,878		

10-5-1 スポーツ推進費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[スポーツプラザ維持運営事業] ・スポーツセンター・武道館維持運営事業	4,605		
10 需用費			補正後14,056,000円－補正前9,451,000円
光熱水費			
電気使用料			
[スポーツプラザ整備等事業] ・市営グラウンド・テニスコート改修事業	968		
14 工事請負費			補正後1,716,000円－補正前748,000円
市営グラウンド防球ネット設置工事費			
[都市公園等運動施設維持運営事業] ・テニスコート維持運営事業	1,194		
10 需用費			蘇南公園テニスコート人工芝部分修繕
修繕料			
インフラ施設			補正後1,244,000円－補正前50,000円
[新学校給食センター整備等事業] ・新学校給食センター整備事業	379,947		
7 報償費	120	★★★★★	政策的事業（戦略プロジェクト）★★★★★
委員謝礼			
10 需用費	17		事業者選定委員会の開催及び事業用地の取得
消耗品費			
公共事業用			
11 役務費	4		新学校給食センター用地費 12,730平方メートル
印鑑証明手数料			
16 公有財産購入費	379,806		
新学校給食センター用地費			
[給食調理事業]	9,164		
10 需用費			A 重油
燃料費	2,389		補正後19,046,000円－補正前16,657,000円
A 重油			
光熱水費	6,775		電気使用料
電気使用料	6,204		補正後14,127,000円－補正前7,923,000円
ガス使用料	571		ガス使用料
			補正後1,916,000円－補正前1,345,000円



令和4年議案第61号

令和4年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度江南市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ228,486千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,559,935千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月1日提出

江南市長 澤田 和延

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県 支 出 金		千円 6,724,992	千円 165	千円 6,725,157
	1 県 交 付 金	6,724,992	165	6,725,157
7 繰 越 金			228,321	228,321
	1 繰 越 金		228,321	228,321
歳 入 合 計		9,331,449	228,486	9,559,935

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 8,085	千円 165	千円 8,250
	1 総 務 管 理 費	8,085	165	8,250
5 基 金 積 立 金		160	228,321	228,481
	1 基 金 積 立 金	160	228,321	228,481
歳 出 合 計		9,331,449	228,486	9,559,935

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 県 支 出 金	千円 6,724,992	千円 165	千円 6,725,157
7 繰 越 金		228,321	228,321
歳 入 合 計	9,331,449	228,486	9,559,935

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総 務 費	千円 8,085	千円 165	千円 8,250
5 基 金 積 立 金	160	228,321	228,481
歳 出 合 計	9,331,449	228,486	9,559,935



補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 165	千円	千円	千円
			228,321
165			228,321

## 2 歳 入

### 3 款 県支出金

### 7 款 繰越金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
3	県支出金	6,724,992	165	6,725,157
	1 県交付金	6,724,992	165	6,725,157
	1 保険給付費等交付金	6,724,992	165	6,725,157
7	繰越金		228,321	228,321
	1 繰越金		228,321	228,321
	1 その他繰越金		228,321	228,321
	計	9,331,449	228,486	9,559,935

[単位：千円]

節		説明
区分	金額	
2 特別交付金	165	特別交付金
1 その他繰越金	228,321	その他繰越金

### 3 歳 出

1 款 総務費  
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 一 般 管 理 費	8,085	165	8,250	165				12委託料	165
計	8,085	165	8,250	165					

5 款 基金積立金  
1 項 基金積立金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 基 金 積 立 金	160	228,321	228,481				228,321	24積立金	228,321
計	160	228,321	228,481				228,321		

1-1-1 一般管理費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	165	
〔国民健康保険システム改修事業〕 ・国民健康保険システム改修事業（給付） 12 委託料 システム改修委託料		〈特定財源〉 県 165千円 特別交付金  未就学児の被保険者均等割額の減額措置に伴うシステム改修

5-1-1 基金積立金 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	228,321	
〔保険給付事業〕 ・国民健康保険事業基金管理事業 24 積立金 江南市国民健康保険事業基金積立金		



令和4年議案第62号

令和4年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度江南市の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ174,838千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,278,402千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月1日提出

江南市長 澤田 和延

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 1,800,405	千円 44	千円 1,800,449
	2 国庫補助金	432,850	44	432,894
6 繰入金		1,281,314	44	1,281,358
	1 一般会計繰入金	1,183,563	44	1,183,607
7 繰越金		1	174,750	174,751
	1 繰越金	1	174,750	174,751
歳入合計		8,103,564	174,838	8,278,402



歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 85,651	千円 88	千円 85,739
	1 総 務 管 理 費	15,233	88	15,321
3 基 金 積 立 金		650	63,132	63,782
	1 基 金 積 立 金	650	63,132	63,782
6 諸 支 出 金		1,500	111,618	113,118
	1 償還金及び還付加算金	1,500	111,618	113,118
歳 出 合 計		8,103,564	174,838	8,278,402

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 国庫支出金	千円 1,800,405	千円 44	千円 1,800,449
6 繰入金	1,281,314	44	1,281,358
7 繰越金	1	174,750	174,751
歳入合計	8,103,564	174,838	8,278,402

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費	千円 85,651	千円 88	千円 85,739
3 基金積立金	650	63,132	63,782
6 諸支出金	1,500	111,618	113,118
歳出合計	8,103,564	174,838	8,278,402

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 44	千円	千円 44	千円
			63,132
			111,618
44		44	174,750

## 2 歳 入

### 2 款 国庫支出金

### 6 款 繰入金

### 7 款 繰越金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
2	国庫支出金	1,800,405	44	1,800,449
	2 国庫補助金	432,850	44	432,894
	6 事務費補助金		44	44
6	繰入金	1,281,314	44	1,281,358
	1 一般会計繰入金	1,183,563	44	1,183,607
	5 その他一般会計繰入金	85,651	44	85,695
7	繰越金	1	174,750	174,751
	1 繰越金	1	174,750	174,751
	1 繰越金	1	174,750	174,751
	計	8,103,564	174,838	8,278,402

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1 事務補助費	44		事務費補助金 88,000円×1/2
1 事務繰入金	44		事務費繰入金
1 前年度繰越金		174,750	前年度繰越金

### 3 歳 出

1 款 総務費  
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 総 務 管 理 費	15,233	88	15,321	44		44		12委託料	88
計	15,233	88	15,321	44		44			

3 款 基金積立金  
1 項 基金積立金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 基 金 積 立 金	650	63,132	63,782				63,132	24積立金	63,132
計	650	63,132	63,782				63,132		

1-1-1 総務管理費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[介護保険システム等改修事業] 12 委託料 システム改修委託料	88	〈特定財源〉 国 44千円 88,000円×1/2 そ 44千円 一般会計繰入金  報酬改定に伴うシステム改修

3-1-1 基金積立金 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[介護保険財務事務事業] ・介護保険事業基金積立事業 24 積立金 江南市介護保険事業基金積立金	63,132	

歳 出  
 6款 諸支出金  
 1項 償還金及び還付加算金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 償還金 及 還 加 算 金	1,500	111,618	113,118				111,618	22償還金、 利子及び 割引料	111,618
計	1,500	111,618	113,118				111,618		



6-1-1 償還金及び還付加算金 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[介護保険財務事務事業]	111,618	令和3年度分
- 介護給付費等返納事業		
22 償還金、利子及び割引料		
介護給付費国庫負担金返納金	70,433	
介護給付費県費負担金返納金	20,376	
介護給付費支払基金交付金返納金	10,944	
介護予防・日常生活支援総合事業 費国庫補助金返納金	393	
介護予防・日常生活支援総合事業 費県費補助金返納金	246	
介護予防・日常生活支援総合事業 費支払基金交付金返納金	6,937	
包括的支援事業・任意事業費国庫 補助金返納金	1,526	
包括的支援事業・任意事業費県費 補助金返納金	763	



令和4年度江南市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和4年度江南市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度江南市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	1,687,048 千円	532 千円	1,687,580 千円
第2項 営業外収益	259,486 千円	532 千円	260,018 千円
支 出			
第1款 水道事業費用	1,360,058 千円	5,865 千円	1,365,923 千円
第1項 営業費用	1,338,583 千円	5,865 千円	1,344,448 千円

令和4年9月1日提出

江南市長 澤田 和延

# 令和4年度江南市水道事業会計補正予算実施計画

## 収益的収入及び支出

収入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 収益			1,687,048	532	1,687,580
	2 営業外収益		259,486	532	260,018
		4 消費税及び地方消費税 還付金	24,830	532	25,362

支出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 費用			1,360,058	5,865	1,365,923
	1 営業費用		1,338,583	5,865	1,344,448
		1 原水及び浄水費	549,686	5,865	555,551

令和4年度江南市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

[単位：千円]

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	235,336
減価償却費	468,754
固定資産除却費	22,600
引当金の増減額（△は減少）	△ 2,203
長期前受金戻入額	△ 129,440
受取利息及び受取配当金	△ 7
支払利息	20,173
未収金の増減額（△は増加）	△ 23,401
たな卸資産の増減額（△は増加）	△ 2,234
未払金の増減額（△は減少）	8,800
小計	598,378
利息及び配当金の受取額	7
利息の支払額	△ 20,173
業務活動によるキャッシュ・フロー	578,212
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 757,555
有形固定資産の売却による収入	2
分担金及び負担金による収入	154,788
補助金等による収入	66,510
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 536,255
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	150,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 109,773
財務活動によるキャッシュ・フロー	40,227
資金増加額（又は減少額）	82,184
資金期首残高	1,087,556
資金期末残高	1,169,740

令和4年度江南市水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

[単位：千円]

		資 産 の 部	
1	固 定 資 産		
	(1) 有形固定資産		
	イ 土地		240,387
	ロ 建物	358,856	
	減価償却累計額	△ 184,310	174,546
	ハ 構築物	20,732,870	
	減価償却累計額	△ 10,358,992	10,373,878
	ニ 機械及び装置	2,203,087	
	減価償却累計額	△ 1,438,741	764,346
	ホ 車両運搬具	12,295	
	減価償却累計額	△ 11,170	1,125
	ヘ 工具器具及び備品	10,294	
	減価償却累計額	△ 9,539	755
	ト 建設仮勘定		88,030
	有形固定資産合計		11,643,067
	(2) 無形固定資産		
	電話加入権		1,392
	無形固定資産合計		1,392
	固定資産合計		11,644,459
2	流 動 資 産		
	(1) 現金預金		1,169,740
	(2) 未収金	309,316	
	貸倒引当金	△ 500	308,816
	(3) 貯蔵品		1,508
	流動資産合計		1,480,064
	資産合計		13,124,523

負 債 の 部

3	固定負債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,495,069	
	企業債合計	<u>1,495,069</u>	1,495,069
	固定負債合計		1,495,069
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	102,175	
	企業債合計	<u>102,175</u>	102,175
	(2) 未払金		500,576
	(3) 引当金		
	賞与引当金	9,537	
	引当金合計	<u>9,537</u>	9,537
	(4) 預り金		1,697
	(5) その他流動負債		2,000
	流動負債合計		<u>615,985</u>
5	繰延収益		
	長期前受金		6,353,135
	長期前受金収益化累計額	△ 2,955,891	
	繰延収益合計		<u>3,397,244</u>
	負債合計		<u><u>5,508,298</u></u>

資 本 の 部

6	資本金		
	イ 固有資本金	19,946	
	ロ 出資金	1,182,247	
	ハ 組入資本金	5,395,612	
	資本金合計	<u>6,597,805</u>	6,597,805
7	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	イ 負担金	196,744	
	ロ 受贈財産評価額	50,749	
	ハ 分担金	110,793	
	資本剰余金合計	<u>358,286</u>	358,286
	(2) 利益剰余金		
	当年度未処分利益剰余金	660,134	
	利益剰余金合計	<u>660,134</u>	660,134
	剰余金合計		<u>1,018,420</u>
	資本合計		<u>7,616,225</u>
	負債資本合計		<u><u>13,124,523</u></u>

# 令和4年度江南市水道事業会計補正予算事項別明細書

## 収益的収入及び支出

### 収入

1款 水道事業収益

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	水道事業収益		1,687,048	532	1,687,580		
	2	営業外収益	259,486	532	260,018		
		4 消費税及び 地方消費税還付金	24,830	532	25,362	1 消費税及び 地方消費税 還付金	532

### 支出

1款 水道事業費用

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	水道事業費用		1,360,058	5,865	1,365,923		
	1	営業費用	1,338,583	5,865	1,344,448		
		1 原水及び浄水費	549,686	5,865	555,551	25 動力費	5,865



[単位:千円]

説	明
消費税及び地方消費税還付金	

1-1-1 原水及び浄水費 [単位:千円]

説	明
事 業	備 考
<b>〔施設維持管理事業〕</b> <b>・取水・配水施設維持管理事業</b> 25 動力費 下般若系電力料 後飛保系電力料 その他水源電力料	5,865     補正後74,298,000円－補正前68,433,000円   1,542 3,305 1,018



令和4年度江南市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度江南市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度江南市下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	1,072,586 千円	1,092 千円	1,073,678 千円
第3項 負 担 金	58,436 千円	1,092 千円	59,528 千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,345,955 千円	1,092 千円	1,347,047 千円
第1項 建 設 改 良 費	697,506 千円	1,092 千円	698,598 千円

令和4年9月1日提出

江南市長 澤田 和延

# 令和4年度江南市下水道事業会計補正予算実施計画

## 資本的収入及び支出

収入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入			1,072,586	1,092	1,073,678
	3 負担金		58,436	1,092	59,528
		1 他会計負担金	21,186	1,092	22,278

支出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出			1,345,955	1,092	1,347,047
	1 建設改良費		697,506	1,092	698,598
		4 雨水施設整備費			1,092

令和4年度江南市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

[単位：千円]

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は純損失)	△ 105,975
減価償却費	580,821
引当金の増減額 (△は減少)	48
長期前受金戻入額	△ 228,548
支払利息	136,041
未収金の増減額 (△は増加)	△ 13,612
未払金の増減額 (△は減少)	<u>△ 394</u>
小計	368,381
利息及び企業債取扱諸費の支払額	<u>△ 136,041</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	232,340
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 950,690
無形固定資産の取得による支出	△ 37,368
補助金等による収入	<u>208,365</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 779,693
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	704,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 647,449
他会計からの出資による収入	<u>140,252</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	196,803
資金増加額 (又は減少額)	△ 350,550
資金期首残高	<u>513,309</u>
資金期末残高	162,759

令和4年度江南市下水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

[単位：千円]

	資 産 の 部		
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 構築物	20,002,757		
減価償却累計額	<u>△ 1,470,575</u>	18,532,182	
ロ 機械及び装置	230,454		
減価償却累計額	<u>△ 32,404</u>	198,050	
ハ 車両運搬具	1,036		
減価償却累計額	<u>△ 808</u>	228	
ニ 工具器具及び備品	311		
減価償却累計額	<u>△ 226</u>	85	
ホ 建設仮勘定		<u>119,095</u>	
有形固定資産合計			18,849,640
(2) 無形固定資産			
施設利用権		<u>1,747,290</u>	
無形固定資産合計			1,747,290
(3) 投資その他資産			
イ 出資金		<u>563</u>	
投資その他資産合計			<u>563</u>
固定資産合計			20,597,493
2 流動資産			
(1) 現金預金			162,759
(2) 未収金		94,727	
貸倒引当金		<u>△ 553</u>	94,174
流動資産合計			<u>256,933</u>
資産合計			<u><u>20,854,426</u></u>

負 債 の 部

3	固 定 負 債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	10,396,760	
	企業債合計	<u>10,396,760</u>	10,396,760
	固定負債合計		10,396,760
4	流 動 負 債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	681,122	
	企業債合計	<u>681,122</u>	681,122
	(2) 未払金		74,309
	(3) 引当金		
	賞与引当金	7,411	
	引当金合計	<u>7,411</u>	7,411
	(4) その他流動負債		383
	流動負債合計	<u>383</u>	763,225
5	繰 延 収 益		
	長期前受金		7,950,816
	長期前受金収益化累計額	△ 683,941	
	繰延収益合計	<u>7,266,875</u>	7,266,875
	負債合計		<u>18,426,860</u>
			<u>18,426,860</u>
		資 本 の 部	
6	資 本 金		
	イ 固有資本金	2,156,456	
	ロ 繰入資本金	421,687	
	資本金合計	<u>2,578,143</u>	2,578,143
7	剰 余 金		
	(1) 利益剰余金 (△は欠損金)		
	当年度未処分利益剰余金	△ 150,577	
	利益剰余金合計	<u>△ 150,577</u>	△ 150,577
	剰余金合計		<u>△ 150,577</u>
	資本合計		<u>2,427,566</u>
	負債資本合計		<u>20,854,426</u>

令和4年度江南市下水道事業会計補正予算事項別明細書

資本的収入及び支出

収入

1款 資本的収入

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	資本的収入		1,072,586	1,092	1,073,678		
	3	負担金	58,436	1,092	59,528		
		1 他会計負担金	21,186	1,092	22,278	1 他 会 計 負 担 金	1,092

支出

1款 資本的支出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	資本的支出		1,345,955	1,092	1,347,047		
	1	建設改良費	697,506	1,092	698,598		
		4 雨水施設整備費		1,092	1,092	17 委 託 料	1,092



[単位:千円]

説	明
一般会計負担金	

1-1-4 雨水施設整備費 [単位:千円]

説	明
事 業	備 考
	★★★★★ 政策的事業(戦略プロジェクト) ★★★★★
<b>〔雨水貯留施設整備事業〕</b> 1,092 17 委託料 建設資材価格特別調査委託料	<特定財源> そ 1,092千円 一般会計負担金 補正後22,278,000円ー補正前21,186,000円

令和4年議案第65号

令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出

江南市長 澤田 和延

令和4年議案第66号

令和3年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和3年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出

江南市長 澤田 和延

令和4年議案第67号

令和3年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出  
決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和3年  
度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査  
委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出

江南市長 澤田 和延

令和4年議案第68号

令和3年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和3年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出

江南市長 澤田 和延

令和4年議案第69号

令和3年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和3年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出

江南市長 澤田 和延

令和4年議案第70号

令和3年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、令和3年度江南市水道事業会計決算に伴う利益を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて議会の議決を求め、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、令和3年度江南市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出

江南市長 澤田 和延

令和4年議案第71号

令和3年度江南市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和3年度江南市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出

江南市長 澤田 和延



令和4年報告第9号

損害賠償の額を定めることについての専決処分について

市において損害賠償義務が発生したので、その額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月1日提出

江南市長 澤田 和延

専決処分書

損害賠償義務が発生したので、その額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和4年6月30日

江南市長 澤田 和延

- |         |   |
|---------|---|
| 1 市側    | 高齢者生きがい課  |
| 2 相手方   | 名古屋市東区東桜1-14-11<br>NTTファイナンス株式会社  |
| 3 事件の概要 | 福祉電話設置事業に係る利用者1名の延滞金について、市に催告書が届いた。市は利用者に対し、基本料金分の助成を行っているが、催告書到着時に利用者には支払い能力が無く、回線名義が設置者である市であることから、利用料金10,259円に対する延滞金を支払うこととしたもの。 |
| 4 損害賠償額 | 延滞金 金 137円  |

令和4年報告第10号

令和3年度江南市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき、  
別紙のとおり報告する。

令和4年9月1日提出

江南市長 澤田 和延

令和3年度江南市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較					
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額 の差	左の財源内訳				
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源	
					国 県 支出金	地方債	その他			国 県 支出金	地方債	その他			国 県 支出金	地方債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎空調 設備等更新 事業	令和2	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			2	83,214,000	0	83,200,000	0	14,000	83,214,000	0	81,500,000	0	1,714,000	0	0	1,700,000	0	△ 1,700,000	
			3	239,999,000	0	179,900,000	0	60,099,000	239,999,000	0	176,300,000	0	63,699,000	0	0	3,600,000	0	△ 3,600,000	
			計	323,213,000	0	263,100,000	0	60,113,000	323,213,000	0	257,800,000	0	65,413,000	0	0	5,300,000	0	△ 5,300,000	
8 土木費	4 都市計画費	交通結節点 整備事業 (布袋駅東地区)	令和2	62,055,000	51,600,000	0	0	10,455,000	62,055,000	51,600,000	0	0	10,455,000	0	0	0	0	0	0
			3	180,095,000	59,850,000	53,800,000	0	66,445,000	169,992,200	65,500,000	58,900,000	0	45,592,200	10,102,800	△ 5,650,000	△ 5,100,000	0	20,852,800	
			計	242,150,000	111,450,000	53,800,000	0	76,900,000	232,047,200	117,100,000	58,900,000	0	56,047,200	10,102,800	△ 5,650,000	△ 5,100,000	0	20,852,800	

令和4年報告第11号

令和3年度江南市土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和4年9月1日提出

江南市長 澤田 和延



## 令和3年度江南市土地開発公社事業報告書

### 庶務に関する事項

#### 1. 理事会の開催

議案番号	件名	開催及び提出年月日	議決年月日
令和3年議案第6号	理事長の選任	令和3年4月8日	令和3年4月8日
令和3年議案第7号 令和3年議案第8号	令和2年度事業報告の認定 令和2年度決算の認定	令和3年5月18日	令和3年5月18日
令和4年議案第1号 令和4年議案第2号	令和4年度予算 令和4年度資金計画	令和4年3月23日	令和4年3月23日

#### 2. 監査の実施

開催日	内容	備考
令和3年4月22日	令和2年度決算監査	
令和3年10月7日	令和3年度上半期監査	

# 令和3年度江南市土地開発公社決算書

## 令和3年度江南市土地開発公社決算報告書

### (1) 収益の収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額			収 入 済 額	予算額に比 べ収入済額 の増減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	合 計			
第1款 事業収益	163,000	0	163,000	163,409	409	
第1項 附帯等事業収益	163,000	0	163,000	163,409	409	
第2款 事業外収益	21,000	0	21,000	20,508	△	492
第1項 受取利息	1,000	0	1,000	8	△	992
第2項 有価証券利息	20,000	0	20,000	20,500	500	
計	184,000	0	184,000	183,917	△	83

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額				支 出 済 額	執行残額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	合 計			
第1款 販売費及び一般管理費	110,000	0	0	110,000	88,100	21,900	
第1項 販売費及び一般管理費	110,000	0	0	110,000	88,100	21,900	
計	110,000	0	0	110,000	88,100	21,900	



## (2) 資本的收入及び支出

## 収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額					収入済額	予算額に比 べ収入済額 の増減	備 考
	当 予 算 額	補 正 額	小 計	繰越額に係る 財源充当額	合 計			
第1款 資本的收入	0	0	0	0	0	0	0	
第1項 借入金	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	

## 支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額						支出済額	翌年度 繰越額	不用額	備 考
	当 予 算 額	補 正 額	流 用 増 減 額	小 計	繰 越 額	合 計				
第1款 資本的支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第1項 借入金償還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第2項 公有地取得事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

令和3年度江南市土地開発公社損益計算書  
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：円)

1. 事業収益			
(1) 附帯等事業収益	163,409		163,409
2. 販売費及び一般管理費			
(1) 販売費及び一般管理費 (事業利益)	88,100	88,100	75,309
3. 事業外収益			
(1) 受取利息	8		
(2) 有価証券利息	20,500	20,508	20,508
当期純利益		95,817	

令和3年度江南市土地開発公社貸借対照表  
(令和4年3月31日)

(単位：円)

(資産の部)			
1. 流動資産			
(1) 現金預金	941,985		
(2) 公有用地	726,874,088		
(3) 代替地	85,985,182		
流動資産合計			813,801,255
2. 固定資産			
(1) 投資有価証券	10,000,000		
固定資産合計		10,000,000	
資産合計		823,801,255	
(負債の部)			
1. 流動負債			
(1) 短期借入金	0		
流動負債合計			0
2. 固定負債			
(1) 長期借入金	811,778,864		
固定負債合計		811,778,864	
負債合計		811,778,864	
(資本の部)			
1. 資本金			
(1) 基本財産	10,000,000		
資本金合計			10,000,000
2. 準備金			
(1) 前期繰越準備金	1,926,574		
(2) 当期純利益	95,817		
準備金合計		2,022,391	
資本合計		12,022,391	
負債・資本合計		823,801,255	

令和3年度江南市土地開発公社キャッシュ・フロー計算書  
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：円)

1. 事業活動によるキャッシュ・フロー	
その他の事業収入	163,409
人件費支出	△ 17,100
小計	<u>146,309</u>
利息の受取額	8
有価証券利息の受取額	20,500
法人税等の支払額	△ 71,000
事業活動によるキャッシュ・フロー	<u>95,817</u>
2. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	0
短期借入金の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>0</u>
3. 現金及び現金同等物増減額	<u>95,817</u>
4. 現金及び現金同等物期首残高	<u>846,168</u>
5. 現金及び現金同等物期末残高	<u><u>941,985</u></u>

令和3年度江南市土地開発公社財産目録

(令和4年3月31日)

(単位：円)

区 分		内 訳		金 額
		摘 要	金 額	
(資産の部) 流 動 資 産	現金及び預金	普 通 預 金 三 菱 U F J 銀 行	941,985	941,985
	公有用地	(㎡) 18,592.20		812,859,270
	流動資産計			813,801,255
固 定 資 産	投資有価証券	岡 山 県 平 成 2 8 年 度 第 2 回 公 募 公 債		10,000,000
	固定資産計			10,000,000
資 産 の 部 合 計				823,801,255
(負債の部) 流 動 負 債	短期借入金			
	流動負債計			
固 定 負 債	長期借入金	江 南 市 土 地 開 発 基 金	811,778,864	
	固定負債計			811,778,864
負 債 の 部 合 計				811,778,864
差 引 純 資 産				12,022,391

令和3年度江南市土地開発公社預金明細書

(令和4年3月31日)  
(単位：円)

区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
普通預金	三菱UFJ銀行	941,985	941,985
合 計		941,985	941,985

令和3年度江南市土地開発公社有価証券明細書

(令和4年3月31日)  
(単位：円)

区 分	内 訳		摘 要
	摘 要	金 額	
地 方 債	基本財産		
	岡山県平成28年度 第2回公募公債	10,000,000	
合 計		10,000,000	

令和3年度江南市土地開発公社資本金明細書

(令和4年3月31日)  
(単位：円)

区 分	出 資 団 体 名	出 資 額	摘 要
基本財産	江南市	10,000,000	
合 計		10,000,000	

令和3年度江南市土地開発公社借入金明細書

(令和4年3月31日)  
(単位：円)

借入先	利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高
江南市 土地開発基金	無利息	811,778,864	0	0	811,778,864
合 計		811,778,864	0	0	811,778,864

令和3年度江南市土地開発公社収益費用明細書

収 入

(単位：円)

款	項	目	節	収入済額	備考
1. 事業収益				163,409	
	1. 公有地取得事業収益			0	
		1. 公有用地売却収益		0	
			1. 公有用地売却収益	0	
	1. 附帯等事業収益			163,409	
		1. 保有土地賃貸等収益		163,409	
			1. 土地貸付収益	163,409	
2. 事業外収益				20,508	
	1. 受取利息			8	
		1. 受取利息		8	
			1. 受取利息	8	利息
	2. 有価証券利息			20,500	
		1. 有価証券利息		20,500	
			1. 有価証券利息	20,500	岡山県平成28年度第2回公募公債
合 計				183,917	

支 出

(単位：円)

款	項	目	節	支出済額	備考
1. 販売費及び一般管理費				88,100	
	1. 販売費及び一般管理費			88,100	
		1. 経費		88,100	
			1. 報酬	17,100	監事報酬 5,700円×3回
			8. 旅費	0	
			10. 需用費	0	
			26. 公租公課	71,000	法人市民税均等割 50,000円 法人県民税均等割 21,000円
合 計				88,100	

令和3年度江南市土地開発公社公有用地造成原価計算書

	自 至	令和 令和	3年4月 4年3月	1日 31日	
					(単位：円)
1. 直接費					
(1) 支払利息					0
計					0
<hr/>					
公有用地造成原価					0
前年度末未処分用地					726,874,088
公有用地売却原価					0
未処分用地					726,874,088

令和3年度江南市土地開発公社代替地造成原価計算書

	自 至	令和 令和	3年4月 4年3月	1日 31日	
					(単位：円)
1. 直接費					
(1) 支払利息					0
計					0
<hr/>					
代替地造成原価					0
前年度末未処分用地					85,985,182
代替地売却原価					0
未処分用地					85,985,182

令和3年度 江南市土地開発公社公有用地明細表

事業名	取得年月日	取得時 ㎡単価	期首残高		当期	
			面積	価格	面積	用地・補償費
県道一宮舟津線用地	S54. 6. 11	9,200	2,121.00	65,757,759		
水と緑のふるさとづくり事業用地 (小杣、鹿子島)	H 3. 12. 16 ～	32,150	13,354.21	486,502,557		
国営木曾三川公園「江南花卉園芸公園」 (江南緑地公園(木曾川左岸グラウンド))用地	H 3. 10. 28 ～	31,500	881.61	35,949,249		
江南駅前用地	S46. 1. 7 S58. 5. 28	55,412 251,740	351.78	130,707,751		
江南緑地公園(中般若)用地	H 9. 2. 28	10,000	702.00	7,956,772		
合計			17,410.60	726,874,088		

令和3年度 江南市土地開発公社代替地明細表

事業名	取得年月日	取得時 ㎡単価	期首残高		当期	
			面積	価格	面積	用地・補償費
鉄道高架仮線用地及び代替地	S61. 12. 8	40,000	1,181.60	85,985,182		
合計			1,181.60	85,985,182		

総合計	期首残高		当期	
	面積	価格	面積	用地・補償費
	18,592.20	812,859,270		

(参考) 土地開発基金

事業名
県道一宮舟津線用地
水と緑のふるさとづくり事業用地(小杣・鹿子島)
国営木曾三川公園「江南花卉園芸公園」(江南緑地公園(木曾川左岸グラウンド))用地
江南駅前用地
江南緑地公園(中般若)用地
鉄道高架仮線用地及び代替地
合計

準備金(内部留保資金)

事業名
県道一宮舟津線用地
合計



令和4年3月31日現在 (単位：㎡・円)

増加高			当期減少高				当期残高	
諸経費	支払利息	計	面積	用地費	支払利息	計	面積	価格
							2,121.00	65,757,759
							13,354.21	486,502,557
							881.61	35,949,249
							351.78	130,707,751
							702.00	7,956,772
							17,410.60	726,874,088

令和4年3月31日現在 (単位：㎡・円)

増加高			当期減少高				当期残高	
諸経費	支払利息	計	面積	用地費	支払利息	計	面積	価格
							1,181.60	85,985,182
							1,181.60	85,985,182

増加高			当期減少高				当期残高	
諸経費	支払利息	計	面積	用地費	支払利息	計	面積	価格
							18,592.20	812,859,270

令和4年3月31日現在 (単位：㎡・円)

期首残高		当期増加高		当期減少高		当期残高	
面積	価格	面積	価格	面積	価格	面積	価格
2,086.15	64,677,353					2,086.15	64,677,353
13,354.21	486,502,557					13,354.21	486,502,557
881.61	35,949,249					881.61	35,949,249
351.78	130,707,751					351.78	130,707,751
702.00	7,956,772					702.00	7,956,772
1,181.60	85,985,182					1,181.60	85,985,182
18,557.35	811,778,864					18,557.35	811,778,864

令和4年3月31日現在 (単位：㎡・円)

期首残高		当期増加高		当期減少高		当期残高	
面積	価格	面積	価格	面積	価格	面積	価格
34.85	1,080,406					34.85	1,080,406
34.85	1,080,406					34.85	1,080,406

令和4年4月21日

江南市土地開発公社

理事長 杉浦 一郎 様

江南市土地開発公社

監事

金川 英樹

監事

大淵 正

令和3年度江南市土地開発公社決算及び付属明細書について、監査した結果を次のとおり報告する。

1. 監査対象

令和3年度江南市土地開発公社決算

2. 監査実施日

令和4年4月21日

3. 監査のために提出された書類

事業報告書 決算報告書 損益計算書 貸借対照表 キャッシュ・フロー計算書  
財産目録 預金明細書 有価証券明細書 資本金明細書 借入金明細書  
収益費用明細書 公有用地造成原価計算書 代替地造成原価計算書  
公有用地明細表 代替地明細表 総勘定元帳 予算差引簿 仕訳伝票  
公有地台帳 旅行命令簿 残高明細書 借入金台帳

4. 令和3年度江南市土地開発公社決算について監査の結果、会計諸規定に準拠して作成されており、同年度の経営成績及び同年度末日における財政状況が適正に表示されていることを認める。

令和4年報告第12号

令和3年度江南市健全化判断比率報告書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和4年9月1日提出

江南市長 澤田 和延

## 令和 3 年度江南市健全化判断比率報告書

(%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— ( 12.48 )	— ( 17.48 )	3.2 ( 25.0 )	— ( 350.0 )

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載する。
- 2 ( ) 内は早期健全化基準を記載する。

4 江 監 第 2 4 号  
令和4年8月19日

江南市長 澤田 和延 様

江南市監査委員 倉 知 義 治

江南市監査委員 野 下 達 哉



令和3年度江南市健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、審査に付された令和3年度江南市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

## 令和3年度 江南市健全化判断比率審査意見書

### 1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和4年8月8日に実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	12.48 %
② 連結実質赤字比率	—	—	17.48 %
③ 実質公債費比率	3.2 %	3.6 %	25.0 %
④ 将来負担比率	—	13.9 %	350.0 %

備考 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率が生じていない場合は、「—」を記載する。

#### (2) 個別意見

##### ① 実質赤字比率について

令和3年度は赤字となっていないので、良好と認められる。

##### ② 連結実質赤字比率について

令和3年度は赤字となっていないので、良好と認められる。

##### ③ 実質公債費比率について

令和3年度は3.2%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っており良好と認められる。

##### ④ 将来負担比率について

令和3年度は算定されなかったため、良好と認められる。

#### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

健全化判断比率の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

0 千円 / 20,232,808 千円

〔－〕

※実質赤字比率がない場合は「－」で記載

（趣旨）一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

○実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）	0 + (0 + 0) =	0 千円
・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額	-----	0 千円
・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額	-----	0 千円
・事業繰延額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額	-----	0 千円

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（イ＋ロ）－（ハ十二）}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

0 千円 / 20,232,808 千円

〔－〕

※連結実質赤字比率がない場合は「－」で記載

（連結実質収支額 3,614,877 千円…連結実質赤字なし）

（趣旨）全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額	-----	0 千円
ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額	-----	0 千円
ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額	---	2,213,062 千円
ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額	-----	1,401,815 千円

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100$$

541,371 千円 / 18,396,078 千円

3.2 (%) の3カ年平均

（趣旨）一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

○準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外への特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

【参考】

（令和元年度）	（令和2年度）	（令和3年度）	（3年計）	
3.70239 (%)	2.99122 (%)	2.94286 (%)	9.63647 (%)	→ 3.2 (%)
				(3.21216%)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100$$

0 千円 / 18,396,078 千円

〔－〕

※将来負担比率が算定されない場合は「－」で記載

（趣旨）一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

○将来負担額の内容

36,522,290 千円・・・（イ～チまで加算したもの）

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高	-----	25,472,491 千円
ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）	-----	247,741 千円
ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	-----	7,054,962 千円
ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額	-----	4,808 千円
ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する退職手当要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額	-----	3,742,288 千円
ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額	-----	0 千円
ト 連結実質赤字額	-----	0 千円
チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	-----	0 千円

○将来負担額から控除されるもの 36,682,285 千円・・・（リ～ルまで加算したもの）

リ 地方債の償還額等に充当することができる地方自治法第241条の基金	-----	6,714,363 千円
ヌ 特定財源見込額	-----	5,832,158 千円
うち都市計画税	-----	5,821,913 千円
ル 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	-----	24,135,764 千円

令和4年報告第13号

令和3年度江南市水道事業会計資金不足比率報告書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和4年9月1日提出

江南市長 澤田 和延



## 令和3年度江南市水道事業会計資金不足比率報告書

(%)

資金不足比率	備 考
— ( 20.0 )	

備考

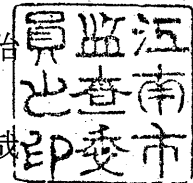
- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。
- 2 ( )内は経営健全化基準を記載する。

4 江監第25号  
令和4年8月19日

江南市長 澤田 和延 様

江南市監査委員 倉 知 義 治

江南市監査委員 野 下 達 哉



令和3年度江南市水道事業会計資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度江南市水道事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

## 令和3年度 江南市水道事業会計資金不足比率審査意見書

### 1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和4年8月8日に実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

比率名	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0 %

備考 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。

#### (2) 個別意見

令和3年度は資金不足となっていないので、良好と認められる。

#### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 【参考資料】

令和3年度

### 水道事業会計資金不足比率の概要について

$$\begin{array}{l} \text{〔 - 〕} \\ \text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \end{array} \begin{array}{l} \longrightarrow \\ \longrightarrow \end{array} \frac{0 \text{ 千円}}{1,399,863 \text{ 千円}}$$

※ 資金不足比率がない場合は「 - 」を記載する

(趣旨) 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$\begin{aligned} \text{○資金の不足額 (法適用企業)} &= ( \text{イ} ) - ( \text{ロ} ) + ( \text{ハ} ) - ( \text{ニ} ) \\ &= \underline{\Delta 1,332,689 \text{ 千円}} \end{aligned}$$

(剰余金 1,332,689 千円…資金の不足額なし)

イ 流動負債の額	470,866 千円
ロ 控除企業債等	109,773 千円
ハ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高	0 千円
ニ 流動資産の額	1,693,782 千円

$$\begin{aligned} \text{○事業の規模 (法適用企業)} &= ( \text{ホ} ) - ( \text{ヘ} ) \\ &= \underline{1,399,863 \text{ 千円}} \end{aligned}$$

ホ 営業収益の額	1,400,755 千円
ヘ 受託工事収益の額	892 千円

令和4年報告第14号

令和3年度江南市下水道事業会計資金不足比率報告書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和4年9月1日提出

江南市長 澤田 和延

## 令和3年度江南市下水道事業会計資金不足比率報告書

(%)

資金不足比率	備 考
— ( 20.0 )	

備考

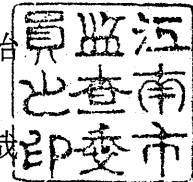
- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。
- 2 ( )内は経営健全化基準を記載する。

4 江監第26号  
令和4年8月19日

江南市長 澤田 和延 様

江南市監査委員 倉 知 義 治

江南市監査委員 野 下 達 哉



令和3年度江南市下水道事業会計資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度江南市下水道事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

## 令和3年度 江南市下水道事業会計資金不足比率審査意見書

### 1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和4年8月8日に実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0 %

備考 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。

#### (2) 個別意見

令和3年度は資金不足となっていないので、良好と認められる。

#### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。



【参考資料】

令和3年度

**下水道事業会計資金不足比率の概要について**

<p>〔 - 〕 資金不足比率 =</p>	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$	<p>→</p>	$\frac{0 \text{ 千円}}{327,507 \text{ 千円}}$
---------------------------	--------------------------------------	----------	---

※ 資金不足比率がない場合は「 - 」を記載する

(趣旨) 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

○資金の不足額 (法適用企業) = (イ) - (ロ) + (ハ) - (ニ)

= △69,126 円

(剰余金 69,126 千円…資金の不足額なし)

イ	流動負債の額	1,000,213 千円
ロ	控除企業債等	647,448 千円
ハ	建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高	
	.....	0 千円
ニ	流動資産の額	421,891 千円

○事業の規模 (法適用企業) = (ホ) - (ヘ)

= 327,507 千円

ホ	営業収益の額	327,507 千円
ヘ	受託工事収益の額	0 千円